

官報号外

昭和五十四年三月二日

○第八十七回 参議院会議録第八号

昭和五十四年三月二日(金曜日)

午後一時三分開議

○議事日程 第八号

午後一時開議

昭和五十四年三月二日

第一 日本国とボーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件

第二 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件

第三 南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

第四 北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件

第五 日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

第六 民事執行法案(第八十四回国会内閣提出
衆議院送付)

第七 民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

第八 關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 航空機燃料税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(安井謙君) 〔賛成者起立〕
過半数と認めます。よって、

昭和五十四年三月二日 參議院会議録第八号 請假の件

国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件

国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

これに同意することに決しました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、地方税法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。滋谷

○國務大臣(滋谷直蔵君登壇、拍手)
〔國務大臣滋谷直蔵君登壇、拍手〕

○國務大臣(滋谷直蔵君登壇、拍手)
〔國務大臣滋谷直蔵君登壇、拍手〕

正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申しあげます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、地方税負担の現状と地方財政の実情とにかくがみ、その負担の適正化と地方税源の充実強化等を図ることとしております。

一方、住民負担の軽減合理化にも意を用いることとしております。

第一に、地方税法の改正であります。

まず、地方税負担の適正化と地方税源の充実強化を図る見地から、自動車税及び軽自動車税について、自家用車の税率を一〇%程度、一般乗り合い用バス以外の営業用バスの税率を五%程度、軽油引取税の税率を二五%程度それぞれ引き上げることとしております。

次に、不動産取得税、固定資産税等における非課税品目を三品目廃止することとしております。

課税品目を三品目廃止することとしておりま

す。また、固定資産税につきましては、宅地等及び一般農地について評価替えに伴う税負担を調整するための所要の措置を講ずるとともに、市街化区域農地に対する課税の適正化措置については、引

き続き検討を加えることとし、当面、昭和五十六年度までは現行制度を継続することとしておりま

す。

さらに、住民負担の軽減合理化を図るために、道

府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引き上げ、ガス税の免税点の引き上げ等の措置を講ずることとしております。

第二に、地方道路譲与税法の改正であります。が、地方道路税の税率の引き上げに伴い、市町村の道路目的財源の充実を図るために、地方道路譲与税の市町村に対する譲与割合を引き上げることといたしております。

第三に、航空機燃料税譲与税法の改正であります。が、航空機燃料税の税率の引き上げに伴い、新たに空港関係都道府県に対しても航空機燃料税譲与税を譲与するための所要の措置を講ずることとしております。

第四に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。が、国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等の措置を講ずることとしております。

以上の改正により、明年度におきましては、自動車関係諸税の税率の引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化等により、千八百二十三億円の増収が見込まれる一方、個人住民税の課税最低限の引き上げ等により五百九十二億円の減税を行うこととしておりますので、差し引き一千二百三十一億円の増収となる見込みであります。そのほか、地方道路譲与税等におきましても四百五十一億円の増収が見込まれております。

以上が地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(安井謙君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

佐藤三吾君

○佐藤三吾君 〔佐藤三吾君登壇、拍手〕

私は、日本社会党を代表して、た

だいま提案になりました地方税法の一部改正の法

律案につきまして、緊急な諸問題を中心に質問をいたしたいと思います。

総理、主題に入る前に、大平政権の姿勢につい

て、特にあなたの御意見をお聞きしたいと思いま

す。大平政権が誕生して三ヶ月を迎えるとしている。大平政権は約束したことなどはどんなに実行する「たまごと本音は一致させなければならぬ」この言葉は、あなたが総理・総裁としても果たさなければならない」と言つたことは必ず国民に約束した言葉であります。ところが、特殊法人の天下り、たらい回し人事であります。この問題は毎年国会で取り上げられ、高級官僚天国として国民の厳しい批判的となり、福田内閣は五十二年十二月、選考基準を開議決定したことは御承知のとおりであります。その基準の中では、高級官僚のたらい回しを原則として六年、特例の場合でも八年と決め、高齢化規制や民間人の登用を決めております。しかし、二月十三日の開議で決めた地方公営企業総裁は、八年七ヶ月のたらい回し人事であります。さらに、前任者は十一年一ヶ月でござります。しかも、決算委員会での内閣の報告によりますと、このような總裁、理事長の二〇%が閣議決定に反する人事であるということになります。官民格差の代表的な高級官僚の年金に加えて、百万を超える給与、官僚の高額な退職金、それに、特殊法人のみで四千万、五千万という退職金の事実に、失業と倒産に苦しむ国民が怒りを込めて抗議するのは当然であります。

総理、あなたは、「約束したことは実行する」「たまごと本音が一致する政治」とか「国民の合意の上的一体の政治」を強調していますが、この事実が本音でありますか。一月十四日の参議院決算委員会では、田中官房長官が「開議決定はたたまえ」、こういう答弁をしております。あなたもそのとおりですか、総理の本音をしかと承つておきたいと思います。

次に、本題についてであります。わが国経済は昭和四十八年を一区切りとして大きく変化しておりますが、この変化は地域社会の情勢にも大きな影響を与えております。特に、この影響は大都

市地域に顕著であります。たとえば東京を例にとれば、実質国民総支出に占める実質都内総支出は、高度成長が開始された昭和三十五年に二〇・一%であったものが、昭和五十一年には一七・五%に低下しているのであります。個人所得指数においても、昭和四十年には一四八・六、大阪一三三・五であります。昭和五十年にはそれぞれ一三六・四、一一五・二と相対的に低下しているのであります。こうした地域経済、とりわけ大都市地域の経済の相対的低下は、高度成長下での重化学工業化が既存の四大工業地域以外の地域で行われ、工業の地方分散が一定程度実現された結果と言えますが、他方では、大都市地域に対する都市再開発など新たな投資がなされなかつたためと言えます。たとえば、生活基盤投資においても、同じく東京、大阪はそれぞれ昭和四十年に一九三、一七二%でありましたが、昭和五十一年には一二五、一一四%に低下しており、言いかえれば、これら大都市地域が得る税収は、もっぱら、これら大都市地域以外の地域に投資されてきたと言えるのであります。

このような地域経済の変化が大都市自治体の行政に大きな影響を与えないはずがありません。東京を中心とする大都市やこれらを含む府県の財政が悪化しているのは、まさにこうした地域経済の変化によって深く規定されているのであります。その意味では、もはや東京をかつてのよしなどを指摘しないわけにはまいりません。国の医療過税制による地方税制收入の減収は五十四年度で七百五十億の見込みであり、他の租税特別措置についても同様であります。自治体からすれば、国が勝手に優遇するならば国の責任で行えます。そののであり、自治体に負担をかける分はその分が財政的に補てん措置を講ずるのがあたります。また、事業税においては現在全く課税されておりません。五十四年度では二百六十六億円が全額非課税とされております。こうした税負担の不合理さは、自治大臣が一人決断すれば、明日にも課税することが可能であり、地方税としての事業税における不公平税制を即刻是正すべきであると思いますが、いかがでありますか。

そこで、総理並びに自治大臣にお尋ねいたしました。お尋ねいたしました。

わが国の地方税制は、シャウブ勧告を骨抜きにした上で、その後幾つかの部分的には正を経て今日に至っておりますが、高度成長から低成長経済へ移行し、地域経済にも大きな変化があらわれています。今日、地方税制に抜本的なメスを入れなければならぬ時期が来ていると思います。すなわち、

都道府県にあつては、法人課税を主体としつつも、市町村にあつては、固定資産税など大法人に対する転換と法人所得割の配分を高めるとともに、市町村にあつては、固定資産税など大法人に対する資産課税の強化を図るべきであります。「八〇年代は地方の時代」だという言葉がいまや国民的なコンセンサスになりつつあります。個人所得権は田園都市構想を公約し、そのため地方分権を主張なさっておりますが、田園都市構想は「地方の時代」と同じ思想であり、この実現には大幅な行政権限と財政力を地方に移譲する必要があります。新たな地方税制の改革は、まさにそのための基礎だと考えますが、率直な見解を明らかにしていただきたいと思います。

次に、大蔵、自治両大臣にお尋ねいたします。

政府は、悪名高き医師優遇税制について、来年度からは正するかのポーズを示しながら、骨抜き、

三、一七二%でありましたが、昭和五十一年には一二五、一一四%に低下しており、言いかえれば、この税収は、もっぱら、これら大都市地域が得る税収は、もっぱら、これら大都市地域以外の地域に投資されてきたと言えるのであります。

そこで、来年度、軽油取税においては一五%程度の税率引き上げが行われることになりますが、自治大臣の所見を伺いたいと存じます。

さて、来年度、軽油取税においては一五%程度の税率引き上げが行われることになりますが、この税収について約二百億円が再びトランク、バス協会に都道府県から交付されようとしております。三年前に、営業用、自家用区分の一環として税率引き上げの半分が業界に交付され、これが党としても、トランク、バス輸送に従事する労働者の福利厚生対策として交付されることには賛意を表しつつも、交付の仕方にについては厳しく批判してきたところであります。すなわち、自治運輸省の通達によつて都道府県がこれらの団体に支出することを実質的に義務づけ、これをわざるを得ません。一たん都道府県の税収となつたものを交付金として支出することを実質的に義務づけるならば、そのための法律的裏づけを國の法律であり、通達が法律を上回るようなやり方では断じて許されるものではありません。自治大臣の明快な答弁をいただきたいと思います。

なお、都道府県から交付された金額とその効果について、運輸大臣の答弁をあわせていただきました。

今後のあり方については検討をしてまいりたいと考えます。

最後に、一般消費税については大蔵省と自治省とで、実施することが決まつたものとして国と地方との配分のやりとりを行っているが、問題である、その経緯と内容はどうだと、こういう御質問でございますが、一般消費税については、税制調査会の五十四年度税制改正に関する答申の中で、五十四年内に諸般の準備を行い五十五年度から実施すべきであるとされているわけあります。したがつて、この答申の線に沿つて、五十五年度中に一般消費税の導入が実現できるよう、政府部内において、国、地方間の配分の問題も含めて、現在検討を進めておるわけであります。

なお、この一般消費税は、国、地方を通ずる大幅な財源不足の事態を改善するためのものであり、これが導入される際は、国、地方間で適正な配分がなされるべきであると考えております。同答申においても、一般消費税のうち地方に配分される額の一部は地方消費税とする旨述べられておりますので、この答申の考え方方に沿つて今後大蔵省と十分検討を進めてまいりたいと考えておけであります。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣(森山鉄司君) 森山運輸大臣でございました。

〔國務大臣金子一平君登壇、拍手〕

○國務大臣(金子一平君) 佐藤さんにお答えいたしました。

社会保険診療課税の特例措置は今度の税制改正で改正を行うことにしておりますので、前年度課税主義をとつておる住民税等の地方税におまします。この措置によって五十五年度で増収が見込まれることになるわけでございます。

なお、五十四年度の地方財政対策を講ずるに当たりましては、財源不足額を完全に補てんすることによりまして、地方財政の運営には支障がないよう十分配慮をしておるつもりでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(安井謙君) 森山通産大臣——運輸大臣。

〔國務大臣森山鉄司君登壇、拍手〕

○國務大臣(森山鉄司君) 森山運輸大臣でござります。(笑声)

軽油引取税に関連いたしまして、運輸事業振興助成交付金の交付実績はどうかというお話をござりますが、五十年度、バス関係二十億円、トラック関係六十七億円、計八十七億円であります。五十二年度は、バス関係二十六億円、トラック関係百五億円、計百三十一億円となつております。

交付金の主な用途は、バスの停留所上屋、案内板の整備、トラックステーションの設置、融資のための基金造成等で、利用者に対するサービスの改善、輸送の効率化、関係労働者の福祉の増進等に大きく寄与しているものと考えております。

五十四年度におきましても、先ほど自治大臣からお話をありましたように、このような趣旨に沿いまして地域交通サービスの向上が図られるよう、十分指導してまいりたい所存であります。

(拍手)

○議長(安井謙君) 阿部憲一君。

〔阿部憲一君登壇、拍手〕

○阿部憲一君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま御説明のありました地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

申すまでもなく、今日の地方財政は、地方自治制度が発足して以来最大の危機に陥つております。昭和五十年度以降この四年間にわたる財源不足は、ついに十兆円を超えるという非常事態に立ち至つたのであります。

しかるに、この間政府がとつてきた地方財政対策たるや、何であったでしょうか。

〔議長退席、副議長着席〕

それは、法律に明記されているところの地方行財政制度の改正や交付税率の引き上げという抜本的な解決策はござりにして、ただ、交付税の先食いです。

とも言うべき交付税会計の借り入れとか、交付税を地方債に振りかえるだけといった、単に一時しのぎの糊塗策を重ねたにすぎなかつたのであります。

この結果、地方財政は、五十二年度決算概況を

見ましても、都道府県、市町村とともに、地方債や交付税会計における借入金などの実質債務負担額が著しく増大し、特に市町村の地方債依存度たるや戦後最高の一三%にも上るなど、全くの借金依存の財政体質を余儀なくされてしまつたのであります。今後の日本経済の動向を考えたとき、現在政府がとつてゐる借入金依存の財政政策をなお将来も地方自治体に押しつけるならば、地方自治の崩壊は明らかであります。

今日、民主主義の基盤となる地方自治の健全な発展と住民福祉の向上を期するため最も望まることは、財源不足額をただ単に量的に確保するということだけではなく、地方自治の本旨にのつた地方政府の自主性と健全性に資する対策がとられなければならぬ、ということであります。

すなわち、地方財政再建のためには、国と地方を通じた税源配分の適正化を初め、地方政府の構造

それ自体の抜本的な改革こそが必須の要件であると考えるものであります。残念ながら、私は、この点について政府は明らかに努力を怠つてゐるとうとなされるのか、お伺いをいたします。

判断せざるを得ないのです。総理のお考

はいかがですか。もし今後抜本的改正を行うといふのであれば、具体的にどのような対策を講じようとなされるのか、お伺いをいたします。

さらに、一昨日出された地方財政収支試算におきましても、五十五年度以降毎年度四兆六千億円から六十年度には七兆五千億円にも上る財源不足が見込まれる現在、どのように地方財政の健全化を図らうとなされるのか、ただ増税のみによつてこれを乗り切るうとするのか、基本的な考え方と方策を明確にお示し願いたいと思うのであります。

以下、具体的にお伺いいたします。

まず、税源の再配分と税体系の見直しについてあります。

今日の地方財政の大幅な財源不足の原因は、租税負担水準の問題もさることながら、むしろ、国と地方の税源配分の不均衡、さらには、不況の影響を受けやすい税構造の基盤の脆弱さを挙げなければなりません。地方財源は可能な限り自主税源で賄うべきであるという地方自治の本旨からすれば、現在の国と地方の税源配分の不均衡は、まさ

に実態に即してゐるとは申せません。少なくとも地方の歳入に占める税収入の割合が五〇%以上になると、ようやく税源の再配分を断行し、その不均衡を是正すべきであると思ひますが、御見解を求めます。

第二に、事業税の外形標準課税の導入についてお伺いいたします。

我が党は、かねてより、地方財政安定化のため、このことを強く主張してまいりました。これについては、全国知事会も繰り返し制度改正を提言しております。また、地方制度調査会の答申におきましても同様にその実現を推進しておりますが、明

言しておき、また、地方制度調査会の答申におきましても同様にその実現を推進しておりますが、明確に示していただきたいであります。

第三は、住民税の減税についてであります。

今回の改正案では、三年ぶりにようやく課税最低限を約八万円ほど引き上げて百四十九万円といたします。政府はいつどのよくなときには実施されるのか、明確に示していただきたいであります。

第四に、源泉分離課税が選択された利子配当所得等については現在住民税が課税されないことに對し、その地方税課税相当分として臨時地方特別交付金が交付されておりますが、その配分額が明

確ではありません。昭和五十四年度の臨時地方特例交付金千八百億円のうち幾らに該当するのか、お示し願いたいのであります。また、利子配当所の総合課税化を早急に進めるとともに、地方税につきましては課税すべきであると考えますが、御所見を伺います。

次に、自動車税についてであります。

今回の改正案によれば、自家用自動車のオーナーには、排気量ccクラスで年額二千円、一千八百ccクラスになりますと三千円の増税となつております。その反面、ハイヤー、タクシー会社などの営業用普通自動車には増税はなし、クラスによっては年額二千円も逆に安くなるというおかしな結果になつております。

法改正によって税負担の増加を余儀なくされる者がいる反面、反対に同じ環境にありながら異なる者もいるといふこの不公平をどのように説明すればよいか、マイカーを所有する国民に納得のいく説明をする必要があるうと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、総理が提唱された田園都市構想と地方自治についてお伺いいたします。

自治省が過去十年近くも続けてきた全国三百余市の広域市町村構想と、国土庁の三全総による地方定住構想、この両計画は双方が譲らないまま今日に至っております。道路建設関連の地方生活圈さえもまだ調整がついていないところへ、突如として降つてわいたように田園都市構想があらわれ、地方も何が何だかわからないというのが実情であります。よしんば、総理の田園都市構想が、國民に受け入れられたとしても、國民が真に要請するとは言ふまでもありません。中央に集中してある行政権限の大半が地方への移譲や、地方自治体が独自に活動し得るような地方財源の確保が図られなければ、魅力ある地域づくりは、旧態依然、壁にぶつかることは必至であります。總理

は、田園都市構想の中において基本的条件とも言える眞の地方自治の確立ということについて一体どのような見解をお持ちなのか、明快な御答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。

(拍手)

「國務大臣大平正芳君登壇、拍手」

○國務大臣(大平正芳君) 阿部さんの第一の御質問は、地方財政の抜本的な対策についてでございました。仰せのよう、昭和五十年度以降地方財政には大きな歳入欠陥が生じております。これを地方交付税特別会計からの借入金でございますとか地方債の増発によつて賄つておることは變則的であつて、安定した財源を確保するよう考へなければならぬのではないかという御提言は、私も全く同感に存じます。そのためにはどういう抜本的な政策を構想しておるかというお尋ねでございましたが、第一に、何よりも税負担の増加を、大変残念ながら、これは求めていかなければならぬと考えるのでございまして、中央地方を通じまして新たな歳入計画を立てなければならぬと。御案内のように、一般消費税を初めといたしまして、政府が明年度からそういう構想を持っておりますこと、そして国会の内外で論議を深めていた御案内のように、一般消費税を初めといたしまして、政府が明年度からそういう構想を持つておりますこと、総理からも御答弁があつたわけですが、総理からも御答弁があつたわけでは、それが一つの柱になつてくるものと思いますが、同時に、地方財政制度自体の基本的な改正が必要であることは、阿部さんも御指摘のとおりでございます。したがつて、関係審議会等の御審議を経ながら、そういう方向に財政改革を進めてまいらなければならぬと考えております。

第一の御質問は、田園都市構想についてでござります。私が申し上げておる田園都市構想は、現在行われております。中央地方を通じて行われるものと提案いたしておるのでは決してないのですが、こういった現に行われておるものも立派な構想でござります。私が申し上げておるのと対立しておる国づくり、社会づくりといふものと対立しておるのと提案いたしておるのでは決してないのですが、こういった現に行われておるものも立派な構想でござります。

それから、今回利子配当所得に係るものと臨時特例交付金で措置されておる、五十四年度は幾らか措置したのかという御質問でござりますが、この源泉分離課税を選択した利子所得等に係る所得税の一部、これが総合課税に移行するまでの間は臨時地方特例交付金の中で措置することと

は、田園都市構想の中において基本的条件とも言える眞の地方自治の確立ということについて一体どのような見解をお持ちなのか、明快な御答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。

○國務大臣(大平正芳君) 阿部さんの第一の御質問は、地方財政の抜本的な対策についてでございました。仰せのよう、昭和五十年度以降地方財政には大きな歳入欠陥が生じております。これを地方交付税特別会計からの借入金でございますとか地方債の増発によつて賄つておることは變則的であつて、安定した財源を確保するよう考へなければならぬのではないかという御提言は、私も全く同感に存じます。そのためにはどういう抜本的な政策を構想しておるかというお尋ねでございましたが、第一に、何よりも税負担の増加を、大変残念ながら、これは求めていかなければならぬと考えるのでございまして、中央地方を通じまして新たな歳入計画を立てなければならぬと。御案内のように、一般消費税を初めといたしまして、政府が明年度からそういう構想を持つておりますこと、総理からも御答弁があつたわけでは、それが一つの柱になつてくるものと思いますが、同時に、地方財政制度自体の基本的な改正が必要であることは、阿部さんも御指摘のとおりでございます。したがつて、関係審議会等の御審議を経ながら、そういう方向に財政改革を進めてまいらなければならぬと考えております。

第一の御質問は、田園都市構想についてでござります。私が申し上げておる田園都市構想は、現在行われております。中央地方を通じて行われるものと提案いたしておるのでは決してないのですが、こういった現に行われておるものも立派な構想でござります。私が申し上げておるのと対立しておる国づくり、社会づくりといふものと対立しておるのと提案いたしておるのでは決してないのですが、こういった現に行われておるものも立派な構想でござります。

それから、今回利子配当所得に係るものと臨時特例交付金で措置されておる、五十四年度は幾らか措置したのかという御質問でござりますが、この源泉分離課税を選択した利子所得等に係る所得税の一部、これが総合課税に移行するまでの間は臨時地方特例交付金の中で措置することと

いたしておることは、もう御指摘のとおりでござります。

昭和五十四年度におきましては、住民税の減税も実施されると、そういったその他の事情も考慮いたしまして、千八百億円の臨時地方特例交付金の中に、この分に相当するものとして、これはもうラウンドの数字でございますが、約六百億円程度を繰り入れることとしておるわけであります。

最後に、今回自家用自動車について増税が行われたが、営業用自動車のうち排気量三リットル以下の自動車については二千円の減税が行われております。不公平ではないかという御指摘でございますが、今回の自動車税の改正案におきましては、それが、今回の自動車税において要望の強かった税率区分の一部について、軸距——軸の距離でございますが、軸距による区分を排気量による区分に今回改めることとしたわけであります。その結果、必要な段階を設けて車種間の税負担のバランスを図る必要から御指摘のような事例を生じたものであります、結果としては決して不公平なものになつておるとは考えておらないわけでござります。

(外号官報)

下の自動車については二千円の減税が行われております。不公平ではないかという御指摘でござりますが、今回の自動車税の改正案におきましては、その税率を原則として自家用車については一〇%程度引き上げる、営業用車については公共輸送機関としての性格等にかんがみ据え置くと、こうしておるわけございますが、これと同時に、かねてから地方団体において要望の強かった税率区分の一部について、軸距——軸の距離でございます。

そこで、軸距による区分を排気量による区分に今回改めることとしたわけであります。その結果、必要な段階を設けて車種間の税負担のバランスを図る必要から御指摘のような事例を生じたものであります。結果としては決して不公平なものになつておるとは考えておらないわけでござります。

(拍手)

[國務大臣金子一平君登壇、拍手]

○國務大臣(金子一平君) 阿部さんにお答えいたしました。

利子配当所得の総合課税の問題につきましては、昨年の秋から政府税制調査会で御検討を願っております。今後、その審議を踏まえながら、十五年度の税制改正のときまでに結論を得て税制改正を出したい、こういうことで鋭意努力をしており中であります。(拍手)

[國務大臣中野四郎君登壇、拍手]

○國務大臣(中野四郎君) 阿部先生にお答えを申

し上げます。

御質問の趣旨は、田園都市構想と地方自治についてという御質問であります。すでに御承知の

ように、第三次全国総合開発計画の定住構想は、住みよい居住環境を全国にわたりつくり上げていこうとするものであります。また、総理の提唱された田園都市構想は、都市の高い生産性と田園の豊かな自然や人間関係とを高次に結びつけ、ゆとりと潤いのある地域社会の形成を目指す地域づくり、国づくりの基本理念を示されたものと理解をしております。したがって、両者は矛盾するものではなく、定住構想を推進することによって田園

都市構想の具体化に貢献できるものと考えております。政府といつしましては、定住構想推進連絡会議を設け、関係十六省庁が国土庁を中心と一体化となって定住構想を推進していくこととしております。

都市構想の具現化に貢献できるものと理解を

してあります。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これにて質疑は終了いたしました。

以上でござります。(拍手)

参考資料

日本國とボーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する條約の締結について承認を求める件外四件

野儀作君。

審査報告書

日本國とボーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する條約の締結について承認を求める件外四件

日本國とボーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する條約の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本國とボーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する條約

署名

日本國政府とボーランド人民共和国政府は、

本日、日本國政府とボーランド人民共和国政府は、

日本國政府とボーランド人民共和国政府は、

昭和五十四年二月二十一日
内閣総理大臣 大平 正芳
日本國とボーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する條約の締結について承認を求める件外四件

内閣総理大臣 大平 正芳

第一条 すべての種類の関税及び課徴金であつて輸入若しくは輸出に対し若しくはこれらに関連して課され又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転に對して課されるものに關し、これらの関税及び課徴金の徵収の方法に關し、輸入及び輸出に關連するすべての規則及び手続に關し、並びに第五条に規定するすべての事項に關し、いざれか一方の締約国が第三国を原産地とする產品又は第三国に仕向けられる產品に對して与えており又は将来与えることがあるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の產品又は他方の締約國の領域に仕向けられる同様の產品に對し、即時に、かつ、無条件に与えられる。

第二条 1. 1の規定は、いざれか一方の締約国が与える次の特別の利益には、適用しない。
 (a) 当該一方の締約国の船舶によつて採捕された天然の海產物に与える特別の利益
 (b) 海上において当該一方の締約国の船舶内で天然の海產物に加工し又は天然の海產物から製造して得た產品に与える特別の利益
 (c) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える特別の利益

第三条 いざれの一方の締約国も、いざれかの產品の他方の締約国からの輸入又はその領域への輸出に対し、いかなる禁止又は制限も課してはならない。ただし、すべての第三国との同様の產品の輸入又はすべての第三国への同様の產品の輸出が同様に禁止され又は制限される場合は、この限りでない。

第四条 1. いざれの一方の締約国の產品も、一又は二以上上の第三国との領域を通過して輸送された後において、他方の締約国との領域への輸入に際しては、それらの產品が当該一方の締約国との領域から直接に輸入された場合に課される関税又は課徴金よりも高い関税又は課徴金を課されることはない。

第五条 1. 1の規定は、第三国との領域を通過する間に積み替えられ、再包装され又は倉庫に保管された產品にも適用する。

第六条 1. いざれか一方の締約国との領域を原産地とする產品で他方の締約国との領域に輸入されたものは、当該他方の締約国との領域内において、同様の国内產品に直接又は間接に課される内国税その他の内国課徴金よりも高額のいかなる種類の内国税その他の内国課徴金も、直接にも間接にも、課してはならない。

2. いざれか一方の締約国との領域を原産地とする產品で他方の締約国との領域に輸入されたものは、当該他方の締約国との領域内において、同様の国内販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、国内原産の同様の產品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えないければならない。

第七条 1. 各締約国は、國家企業を設立し若しくは維持し又はいざれかの企業に對して排他的な若しくは特別の特權を正式に若しくは事實上与える場合には、それらの企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

2. 1の規定は、1にいう企業が、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、商業的の考慮を要求するものと了解される。

第八条 1. いざれの一方の締約国との国民も、他方の締約国との領域内において、身体及び財産の保護に関し、内国民待遇及び相互主義に基づいて最惠国待遇を与えられる。

2. いざれの一方の締約国との国民も、他方の締約国との領域内において、自の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に對して申立てをする権利に關し、内国民待遇及び相互主義に基づいて最惠国待遇を与えられる。

第九条 1. 事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む)に從事する法人であつていざれか一方の締約国の法令に従つて組織され、かつ、当該一方の締約国内に住所を有するものは、他方の締約國も課されることがない。ただし、各締約国は、相互通報手数料若しくは課徴金よりも重い又はこれ以外のいかなる種類の租税、手数料又は課徴金も課されることはない。ただし、各締約国は、相互主義に基づいて租税に関する特定の利益を与える権利又は二重課税の回避のための協定により租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第十条 1. いざれか一方の締約国との國旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該締約国との法令により要求される書類を備えているものは、当該締約国との船舶と認められる。

2. いざれの一方の締約国との商船も、他方の締約国との商船及び第三国との商船と同様の限度においてかつ同様の条件で、外国との通商及び航海の

(e) 加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料
(f) 輸出され又は輸入される貨物の容器

第十二条 1. 各締約国は、國家企業を設立し若しくは維持し又はいざれかの企業に對して排他的な若しくは特別の特權を正式に若しくは事實上与える場合には、それらの企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

2. 1の規定は、1にいう企業が、この条約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、商業的の考慮を要求するものと了解される。

第十三条 1. 各締約国は、各締約国が、重大な安全上の利益の保護、公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生物に対する動植物の保護に關する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 商品見本
(b) 試験用及び実驗用の物品
(c) 展覧会、共進会及び見本市に出品される物品

第十四条 信することを許される。

(e) 器具

第十五条 1. 4に定める領事官の権利は、接受國の法令に従つて行使される。もつとも、法令の適用は、これらの権利を害するものであつてはならない。

2. 各締約国は、領事官の権利を害するものであつてはならない。

第十六条 1. いざれの一方の締約国との國民も、他方の締約国との領域内において、自の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に對して申立てをする権利に關し、内国民待遇及び相互主義に基づいて最惠国待遇を与えられる。

2. いざれの一方の締約国との國民及び法人も、他方の締約国内において、事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む)に從事する法人として認められる。

3. いざれの一方の締約国との國民及び法人も、他方の締約国内において、事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む)に從事するすべての事項について、最惠国待遇を与えられる。

4. 1にいう法人は、他方の締約国との領域内において、当該他方の締約国との法令に従い代理人によつて代表される権利を有する。

第十七条 1. 前条の規定は、法人に適用することができる範囲内では1にいう法人にも適用する。

2. いざれか一方の締約国との國旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該締約国との法令により要求される書類を備えているものは、当該締約国との船舶と認められる。

3. いざれの一方の締約国との商船も、他方の締約国との商船及び第三国との商船と同様の限度においてかつ同様の条件で、外国との通商及び航海の

官 報 (号) 外

の取扱において定める。

第十九条

ために開放されている当該他方の締約国のすべての港、場所及び水域に出入し及び停泊する権利を有する。

3 いづれの一方の締約国の商船並びにその乗組員、旅客及び積荷も、他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関して、当該他方の締約国及び第三国との商船並びにその乗組員、旅客及び積荷に与えられる待遇より不利でない待遇を当該他方の締約国によつて与えられること。

4 いづれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積量測度に関する証書は、他方の締約国の権限のある当局により、その発給した証書と同等のものと認められる。

第十二条

前条の規定は、沿岸貿易には、適用しない。ただし、いづれか一方の締約国の商船が、外國から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げするため又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、他方の締約国の法令に従つて当該他方の締約国の一の港から他の港に航行することは、沿岸貿易とはみなされない。

第十三条

いづれの一方の締約国も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、他方の締約国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対し、同様の場合に自國の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に与えると同様の援助、保護、特權及び免除を与える。その船舶から引き揚げられた物品は、それが国内消費のために搬入された場合を除くほか、すべての関税を免除される。

いづれか一方の締約国の船舶が他方の締約国港その他の投錨地に入る場合には、当該一方の締約国の領事官は、当該船舶並びにその乗組員及び旅客に対して十分な援助を与える権利を有する。

第十四条

両締約国は、両国が締約国である関係国際協定及びそれぞの国の法令に従い、両国間の輸送及び通信を容易にするための適当な措置をとる。

第十五条

1 各締約国は、いづれか一方の締約国の国民若しくは第九条にいう法人と他方の締約国の国民若しくは同条にいう法人との間で締結される商業契約から又はこれに連関して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従つてこれを執行する。もつとも、仲裁による当該紛争の解決が契約自体又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。

2 仲裁判断の承認及び執行は、次の場合には拒否することができる。

(1) 判断の援用を不利益とする当事者の請求がある場合において、その当事者が、承認及び執行を求められた締約国のある機関に對し次のいづれかについての証拠を提出するとき。

(2) 仲裁判断の承認及び執行は、次の場合には拒否することができる。

(a) 判決が、まだ当事者を拘束するものとなるに至つてないこと又は、その判断が行われた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国が停止されたこと。

(b) 承認及び執行を求められた締約国のある機関が次のいづれかを認める場合

(a) 紛争の対象である事項が、その締約国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 当該判断の承認及び執行が、その締約国

と。ただし、仲裁に付託された事項に関する判決を付託されなかつた事項に関する判

定と分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判決を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができる。

(d) 仲裁判断の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従つていなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた国が従つていなかつたこと。

(e) 判決が、まだ当事者を拘束するものとなるに至つてないこと又は、その判断が行われた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国が停止されたこと。

取り消されたか若しくは停止されたこと。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日以内に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、この条に定めることにより終了する時まで効力を存続する。

3 いづれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

第二十条

千九百五十八年四月二十六日に東京で署名された日本国とポーランド人民共和国との間の通商に関する条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第十七条

各締約国は、この条約の運用に影響を及ぼす問題に関し他方の締約国が行う申入れに對して好意的考慮を払うものとし、また、協議のための適當な機会を与える。

1 この条約は、批准書の交換の日の後三十日以内に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、この条に定めることにより終了する時まで効力を存続する。

2 この条約は、批准書は、できる限り速やかにワルソーで交換されるものとする。

3 いづれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

第十八条

両締約国は、この条約の目的を達成するため、合同委員会を設置する。合同委員会は、原則として毎年一回、交互に日本国又はポーランド人民共和国において会合する。合同委員会の具体的な任務及び手続規則は、両締約国間で行われる別個

一千九百七十八年十一月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
園田 直
議定書
T・ヴァジヤシニチック

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受け、同条約の不可分の一部と認められる次の規定を更に協定した。

1 条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約

国が、関税及び貿易に関する一般協定、国際貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多數国間の協定の締約国である場合には、これらの協定に基づく当該一方の締約国の権利及び義務を害するものと解してはならない。

2 条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関し、いかなる権利も許与し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。

3 条約第八条4に關し、次のことが了解される。

(a) 第八条4にいう通報は、当該他方の締約国の國民が拘禁された時からいかなる場合にも三日以内には行わなければならない。

(b) 当該他方の締約國の領事官は、当該他方の締約國の國民が拘禁された時からいかなる場合にも四日以内にはその者を訪問し及びその者と通信することを許される。

4 条約第十条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約國も、自國の船舶及び隣接國の船舶に対し内水航行の特權を与える権利並びに海港を有しない隣接國の船舶に対し港の規制上特權を与える権利を留保することができる。

5 (1) 条約第十五条のいかなる規定も、いずれか一方の締約國が一千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁裁判所の承認及び執行に関する条約又はこれを改正し若しくは補足する多數国間の協定の締約國として有しており又は有することがある権利及び義務を害するものと解してはならない。

(2) 両締約國は、いずれか一方の締約國の國民若しくは条約第九条にいう法人と他方の締約國の國民若しくは同条にいう法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争の解決のため、両國の仲裁機関の利用をあらゆる可能な方法により奨励するものとする。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書

に署名調印した。

国会に提出する。
昭和五十四年二月二十一日

内閣總理大臣 大平 正芳

千九百七十八年十一月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

園田 直

ボーランド人民共和国政府のために
T・ヴァジヤシュチック

地に關する条約の締結について承認を求めるの件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に依存している鳥類をいう。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に依存する条約の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年三月一日

参考院議長 安井 謙殿

外務委員長 普野 儀作

審査報告書

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に依存する条約の締結について承認を求めるの件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に依存する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

1 各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿(以下「登録簿」といい、第八条の規定により設けられる事務局が保管する。)に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であつて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が六メートルを超える海域であつて湿地に囲まれているものを含めることができる。

2 締約国は、人間との環境とが相互に依存していることを認識し、

3 地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、

4 湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地の進歩性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、

5 登録簿に湿地を掲げることは、その湿地の存続を確信し、

6 各締約国は、第九条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも一の湿地を指定する。

5 いづれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し、既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関

又は政府に通報する。

6 各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

1 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。

2 各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報を探して早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

第四条

1 各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。

2 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。

3 締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。

4 締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。

5 締約国は、湿地の研究、管理及び監視について

て能力を有する者の訓練を促進する。

第五条

締約国は、特に二以上の締約国の領域に湿地がわたっている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行及びその動植物の保全に関する現在及び将来の施策及び規制について調整し及びこれを支援するよう努める。

第六条

1 締約国は、必要なときは、湿地及び水鳥の保全に関する会議を招集する。

2 1の会議は、諮詢的性格を有するものとし、特に次のことを行う権限を有する。

(a) この条約の実施について討議すること。

(b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること。

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第三条2の規定により通報されるものについて検討すること。

(d) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び登録簿に掲げられている湿地の特徴の変更又は登録簿に掲げられることが討議されるよう取り計らうこと。

(e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を関係締約国に周知させること。

第七条

1 前条1の会議に出席する締約国の代表には、

科学、行政その他の適当と認められる分野において得られた知識及び経験により湿地又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。

2 会議に代表を出席させる各締約国は、一の票

を有するものとし、勧告は、投ぜられた票の単純過半数による議決で採択する。ただし、締約国は、他の機関又は政府がすべての締約国の三分の一以上の多数による議決で指定された時まで、この条約に規定する事務局の任務を行う。

第八条

1 自然及び天然資源の保全に関する国際同盟は、他の機関又は政府がすべての締約国の三分の一以上の多数による議決で指定された時まで、この条約の締約国となつた後四箇月で効力を生ずる。

2 第六条1の会議が招集されかつ組織されるに当たつて助力すること。

第九条

1 この条約は、無期限に効力を有する。

2 いずれの締約国も、この条約が自國について効力を生じた日から五年の期間が満了した後は、寄託者に書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、寄託者がその通告を受領した日の後四箇月で効力を生ずる。

第十一条

1 この条約は、加入書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託することによって行う。

2 その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後四箇月で各締約国について効力を生ずる。

第十二条

1 寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通报する。

(a) この条約の署名

(b) この条約の批准書の寄託

(c) この条約の加入書の寄託

(d) この条約の効力発生の日

(e) この条約の廃棄の通告

2 寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第百一条の規定により、この条約を国際連合事務局に登録する。

第十三条

1 この条約は、署名のため無期限に開放してお

く。

2 國際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准につき留保を付さないで署名すること。

(b) 批准を条件として署名した後、批准すること。

(c) 加入すること。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百七十一 年二月二日 ラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本一通を作成した。解釈に相違がある場合には、

英文による。原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、その真正な謄本をすべての締約国に送付する。

審査報告書

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について、承認を求める件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年三月一日

外務委員長 菅野 儀作

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、南極のあざらしを保護するとともに、これについて科学的な研究を行い、合理的な利用を図ることを目的とするものであつて、締約国の国民又は船舶がこの条約の規定及び附属書に規定される規制措置に従う場合を除くほか、南極のあざらしを殺さず又は捕獲しないこと等を定めたものである。この条約を締結することは、南極のあざらしの保存のための国際協力を推進する見地から望ましいと考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について、承認を求めるの件
右

昭和五十四年二月二十一日

内閣総理大臣 大平 正芳

締結

(1) この条約は、南緯六十度以南の海域に適用するものとし、締約国は、この海域について南極

について承認を求めるの件

南極のあざらしの保存に関する条約について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

南極のあざらしの保存に関する条約

締約国は、一千九百五十九年十二月一日にワシントンで署名された南極条約に基づいて採択された南極の動物相及び植物相の保存のための合意された措置を想起し、

南極のあざらしが商業的獵獲から害を受けやすいことについて広く憂慮されていること及びそのため効果的な保存措置が必要であることを認め、

南極のあらざし資源が海洋の環境における重要な生物資源であり、この生物資源の効果的な保存のため国際協定が必要とされていることを認め、

このあざらし資源を過度の獵獲によつて枯渇させることではなく、したがつて、いかなる獵獲も

その最適の持続的生産の水準を超えないよう規制すべきであることを認め、

科学的知識を改善し、もつて獵獲を合理的な基礎の上に置くため、南極のあらざし資源に関する生物学上の調査その他の調査を奨励するとともに、これらの調査及び将来の獵獲活動に係る統計に基づいて情報を得るようあらゆる努力を払うべきであり、その結果として適当な追加の規制措置について定めることを認め、

国際学術連合会議の南極研究科学委員会（S C A R）が、この条約において同委員会に要請された

その他の措置（適当な許可制度を含む。）をとるに同意する。

第三条 附屬書に定める措置

(1) この条約は、締約国が採択する措置について定めている附屬書を含む。締約国は、将来、あざらし資源の保存、科学的研究及び合理的かつ人道的な利用に関する他の措置を隨時採択することができるものとし、これらの措置は、特に次の事項について定める。

(a) 獵獲許容量
(b) 保護される種類及び保護されない種類
(c) 解禁期及び禁獵期
(d) 解禁区域及び禁獵区域の指定（保護区域の指定を含む。）

希望して、

次のことおり協定した。
第一条 適用範囲

(1) この条約は、南緯六十度以南の海域に適用するものとし、締約国は、この海域について南極

条約第四条の規定を確認する。
(2) この条約は、次の種類について適用することができる。
みなみぞうあざらし（ミロウサンガ・レオニナ）

ひょうあざらし（ヒュードルガ・レブトニアクス）
ウエッデルあざらし（レブトニ・ユコテス・ウェデリ）
かにくいあざらし（ロボドン・カルキノ・ファグス）
ロスあざらし（オントマトフォカ・ロスイ）
みなみおつとせい属（アルクトケファルス属）に属する種類

この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部をなす。

第二条 實施
(1) 締約国は、自國民又は自國を旗國とする船舶が、この条約の他の規定に従う場合を除くほか、前条に掲げる種類のあざらしをこの条約の適用される区域内で殺さず又は捕獲しないこと

が、前条に定める措置は、入手可能な最も効果的な保存措置が必要であることを認め、

この条約の附屬書は、この条約の不可分の一

部をなす。

第三条 附屬書に定める措置

(1) 締約国は、自國民及び自國を旗國とする船舶について、この条約を実施するために必要な法令その他の措置（適当な許可制度を含む。）をとるに同意する。

(2) 締約国は、南極研究科学委員会に対し、できる限り速やかに、(1)の規定に基づいて発給したすべての許可証の目的及び内容を通報するものとし、また、これらの許可証に基づいて殺され又は捕獲されたあざらしの頭数を通報する。

(3) 各締約国は、他の締約国及び南極研究科学委員会に対し、できる限り速やかに、(1)の規定に基づいて発給したすべての許可証の目的及び内容を通報するものとし、また、これらの許可証に基づいて殺され又は捕獲されたあざらしの頭数を通報する。

(4) 各締約国は、附屬書に定める期限までに、附

属書に規定する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。

(5) 各締約国は、毎年十月三十一日前に、当該年

る特別区域の指定
種類ごとの性別、大きさ又は年齢に係る制限
び獵獲方法についての制限

(6) 使用する獵具、装置及び器具の型式及び仕様

(7) 獵獲報告その他の統計上及び生物学上の記録された南極条約に基づいて採択された南極の動物相及び植物相の保存のための合意された措置を想起し、

(8) その他の規制措置（効果的な検査制度を含む。）

(9) 附屬書は、第九条に定める手続に従つて隨時改正することができる。

(10) 附屬書は、第九条に定める手続に従つて随时改正することができる。

(11) この条約の規定にかかるわらず、いずれの締約国も、次のこととを目的として、限られた数量のあざらしをこの条約の目的及び原則に従つて殺し又は捕獲するための許可証を発給することができる。

(12) この条約の規定にかかるわらず、いずれの締約国も、次のこととを目的として、限られた数量のあざらしをこの条約の目的及び原則に従つて殺し又は捕獲するための許可証を発給することができる。

(13) 人又は犬に不可欠な食物を供給すること。

(14) 科学的調査に供すること。

(15) 標本を博物館、教育施設又は文化施設に提供すること。

(16) 保育の交換及び科学上の助言

(17) 各締約国は、附屬書に定める期限までに、附

属書に規定する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。

(18) 各締約国は、毎年十月三十一日前に、当該年

官報(号外)	
(7)	(3) 前年の七月一日から当該年の六月三十日までの間に第二条の規定によりとつた措置に関する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。
(4) (1)又は(2)の規定により提供すべき情報を有しない締約国は、毎年十月三十一日前に、その旨を正式に通知する。	(4) 南極研究科学委員会は、次のことを行うよう要請される。
(5)	(a) この条の規定により受領した情報を評価し、締約国間における科学的資料及び情報の交換を奨励し、科学的調査計画を勧告し、この条約の適用される区域内での獵獲活動を通じて統計上及び生物学上の資料を収集することを勧告し並びに附屬書の改正を示唆すること。
(6)	(b) この条約の適用される区域におけるいかかの種類のあざらしの獵獲が当該種類のあざらしの総資源量又は特定の区域の生態系に著しく有害な影響を与えていた場合には、入手可能な統計上及び生物学上の証拠その他の証拠を基礎として報告を行うこと。
(7)	(c) 南極研究科学委員会は、いすれの獵期においても、いすれかの種類のあざらしの獵獲許容量の限度を超えて獵獲が行われるおそれがあると予想する場合には、当該予想される日を通知するとともに、獵獲許容量の限度に達すると予想される日を通知するよう要請される。寄託政府は、これらの通知を締約国に通報する。各締約国は、通報を受けた場合には、当該予想される日以後締約国が別段の決定を行うまでの間ににおいて自国民及び本国とする船舶が当該種類のあざらしを殺し又は捕獲することを防止するため、適当な措置をとる。
(8)	(d) 南極研究科学委員会は、情報を評価するに当たつて必要な場合には、国際連合食糧農業機関に対し技術上の援助を求めることができる。
(9)	(e) 第一条(1)の規定にかかるらず、締約国は、国

(1)	内法令に従い、同条(2)に掲げる南極のあざらしである南緯六十度以北の浮氷海域において自国民及び本国を旗国とする船舶が殺し又は捕獲したものに關する統計を検討のため相互に及びしたものに關する統計を検討のため相互に及び
(2)	南極研究科学委員会に通報する。
(3)	第六条 締約国間の協議
(4)	(1) 締約国は、商業的獵獲が開始された後はいつでも、次のことを目的とする締約国会議の招集を寄託政府を通じて提案することができる。
(5)	(1) 締約国の三分の二以上の多数(会議に出席するすべての署名国の賛成票を含む。)による議決で、この条約の実施のための効果的な取締制度(検査を含む。)を設けること。
(6)	(b) この条約に基づく任務で締約国が必要と認められるものを遂行するための委員会を設置すること。
(7)	(c) その他の事項を検討すること。これらの事項は、次のことを含む。
(8)	(i) 独自の科学上の助言を提供すること。
(9)	(ii) 商業的獵獲が相当の規模に達した場合には、三分の二以上の多数による議決で、この条約により南極研究科学委員会に要請される任務の一部又は全部を与えられる科学諮問委員会を設置すること。
(10)	(iv) 新たな規制措置(獵獲の一時的禁止を含む。)を定めること。
(11)	(2) 締約国の三分の一が同意した場合には、寄託政府は、できる限り速やかに、(1)の締約国会議に招集する。
(12)	(3) この条約の適用される区域におけるいかかの種類のあざらしの獵獲が当該種類のあざらしの総資源量又は特定の区域の生態系に著しく有害な影響を与えている旨の報告を南極研究科学委員会が行った場合には、いすれかの締約国が要請により締約国会議を開催する。
(13)	(4) 改正案に対し異議を申し立てた締約国は、いつでもその異議を撤回することができるものとし、撤回した場合には、当該改正は、既に効力を生じているときは直ちに、その他のときはこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、当該締約国について効力を生ずる。
(14)	(5) 寄託政府は、承認又は異議の通告を受領したとき、異議の撤回の通告を受領したとき及び改正が効力を生じたときは、直ちに、その旨を各締約国に通報する。
(15)	(6) 附屬書の改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国は、改正後の附屬書に拘束される。改正が効力を生ずるまでの間にこの条約の締約国となる国は、他の締約国について適用される期限までにその改正を承認し又はこれに対して異議を申し立てることができる。
(16)	(7) 第九条 附屬書の改正
(17)	(1) いすれの締約国も、附屬書の改正を提案することができる。改正案は、寄託政府に提出するものとし、寄託政府は、これをすべての締約国に送付する。
(18)	(2) 各改正案は、締約国に対する寄託政府からの通告書に明記されている日から百二十日以内に、異議の通告が受領されず、かつ、締約国の三分の二が寄託政府に対し書面により承認を通告した場合には、当該通告書の日付の日の後六箇月ですべての締約国について効力を生ずる。
(19)	(3) 通告書の日付の日から百二十日以内にいすれかの締約国による異議の通告が受領された場合には、締約国は、次の締約国会議においてこの問題を検討する。その締約国会議においてこの問題に関する全会一致の合意が得られない場合には、締約国は、当初の改正案又はその締約国会議によつて提案された新たな改正案についてこの問題を検討する。
(20)	(4) この条約は、批准され又は受諾されなければならない。批准書又は受諾書は、ここに寄託政府として指定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託する。
(21)	(5) 第十一条 批准
(22)	(6) この条約は、千九百七十二年六月一日から十二月三十日まで、ロンドンにおいて、同年二月三日から二月十一日までロンドンで開催された南極のあざらしの保存に関する会議に参加した国による署名のために開放しておく。
(23)	(7) 第十二条 署名
(24)	(8) この条約は、一九七二年六月一日から十二月三十日まで、ロンドンにおいて、同年二月三日から二月十一日までロンドンで開催された南極のあざらしの保存に関する会議に参加した国による署名のために開放しておく。
(25)	(9) 第十三条 加入
(26)	(1) この条約は、締約国が同意を得てこの条約に加入するよう招請される国による加入のために開放しておく。
(27)	(2) この条約は、七番目の批准書又は受諾書が寄託された日の後三十日日の日に効力を生ずる。受諾し又は加入する国については、その批准書、受諾書又は加入書が寄託された後三十日日の日

第十四条 脱退

いづれの締約国も、いづれかの年の一月一日以前に寄託政府に通告を行うことにより当該いづれかの年の六月三十日にこの条約から脱退することができるものとし、寄託政府は、その通告を受領したときは、直ちに、その旨を他の締約国に通報する。いづれの他の締約国も、寄託政府から脱退の通告の写しを受領した時から一箇月以内に、同様に脱退の通告を行うことができるものとし、この場合において、この条約は、脱退の通告を行つた締約国について当該いづれかの年の六月三十日に効力を失う。

第十五条 寄託政府による通報

寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、次の事項を通報する。

- (a) この条約の署名並びに批准書、受諾書又は加入書の寄託及び脱退の通告
- (b) この条約の効力発生の日及びこの条約又は附属書の改正の効力発生の日

第十六条 認証謄本及び登録

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託する。同政府は、この条約の認証謄本をすべての署名国及び加入国に送付する。

- (2) この条約は、寄託政府が国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの条約に署名した。

一千九百七十二年六月一日にロンドンで作成した。

附屬書

- 1 猛獲許容量

六月三十日までの一年間に殺され又は捕獲されるあざらしの種類ごとの総頭数を次の頭数に制限する。これらの頭数は、科学的評価に照らして検討されなければならない。
(a) かにくいあざらし（ロボドン・カルキノ（ファグス）については、十七万五千頭 （b）ひょうあざらし（ヒュドルガ・レプトニクス）については、一万二千頭 （c）ウエッデルあざらし（レプトニコテス・ウェデルリ）については、五千頭
2 保護される種類
(a) ロスあざらし（オンマトフォカ・ロスイ）、みなみぞうあざらし（ミロウンガ・レオニア）又はアルクトケファルス属に属するおつとせいを殺し又は捕獲することは、禁止する。
3 禁獵期及び獵期
(b) 繁殖期にあるため著しく群棲しておりかつ害を受けやすい成獣群を保護する目的の下に、毎年九月一日から当該年の翌年の一月三十一日までの期間において一歳以上のウエーデルあざらし（レプトニコテス・ウェデルリ）を殺し又は捕獲することは、禁止する。
4 猛獲区域
(a) 每年三月一日から八月三十一日までの期間を禁獵期とし、この期間においてあざらしを殺し又は捕獲することは、禁止する。毎年九月一日から当該年の翌年の二月末日までの期間は、獵期とする。
5 保護区域
あざらしの繁殖区域又は長期的科学調査のための区域となつている次の保護区域においてあざらしを殺し又は捕獲することは、禁止する。
(a) 南緯六十度二十分と南緯六十度五十六分との間にあつて、西経四十四度五分と西経四十度二十五分との間にあるサウス・オーカニーピ諸島周辺の海域
(b) 南緯七十六度以南東経百七十度以西の南西ロス海の海域
(c) 南緯七十二度十九分東経百七十度十八分にあるハレット岬と南緯七十二度十一分東経百七十度にあるヘルム・ポイントとを結んだ線の南西側にあるエディスト・インレットの海域
6 情報の交換
(a) 締約国は、毎年十月三十一日前に、当該年の前年の七月一日から当該年の六月三十日までの間にこの条約の適用される区域において自国民及び自國を旗國とする船舶が殺し又は捕獲したすべてのあざらしに関する統計上の情報の要約を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。この情報は、次の事項についての獵獲区域別及び月別のものを含む。

(i) 猛獲したあざらしの成獣及び乳幼獣の種類ごとの頭数
特に要請される場合には、この情報は、各船舶について、各操業日におけるこれらの船舶の正午位置及びその日の獵獲量を含めて提供される。
(b) 商業的獵獲が開始されたときは、南極研究科学委員会が要請する様式及び間隔（一週間よりも短くてはならない）で、各獵獲区域において殺し又は捕獲したあざらしの種類ごとの頭数を同委員会に報告する。
(c) 締約国は、特に次の事項についての生物学上の情報を南極研究科学委員会に提供する。
5 開放区域
第六区域 東経百三十度と西経百七十度との間
第五区域 東経七十度と東経百三十度との間
第三区域 細度零度と西経六十度との間
第四区域 東経七十度と東経百三十度との部分を含む。）

(ii) 年齢
(i) 性別
(ii) 生殖状態
(iii) 年齢
(iv) 年齢
7 猛獲方法
(a) 南極研究科学委員会は、締約国の承認を得て追加の情報又は資料を要請することができるとする。
(b) 締約国は、関係船舶が根拠地から出航する日の少なくとも三十日前に、計画されたあざらしの獵獲活動に関する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。
(c) 締約方法
(d) 南極研究科学委員会は、迅速に、かつ、苦痛を与えることなく、また、効率的にあざらしを殺し又は捕獲することを確保するため、猛獲方法に関する報告を行うとともに勧告を行うよう要請される。締約国は、南極研究科学委員会の見解に妥当な考慮を払つた上で、適当な場合には、あざらしを殺し又は捕獲することに従事する自国民及び自國を旗國とする船舶についての規則を定める。
(e) 締約国は、入手可能な科学的及び技術上の資料に照らして、科学的調査に供するために限られた数量のあざらしをこの条約の目的及び原則に従つて殺し又は捕獲する場合を除くほか、自国民及び自國を旗國とする船舶が水

中にあるあざらしを殺さず又は捕獲しないようすることに同意する。当該科学的調査は、保存のため南極のあざらし資源を管理し及びその人道的かつ合理的な利用を図るとの観点から獵獲方法の有効性について研究することを含む。

当該科学的調査の実施及びその結果は、南極研究科学委員会及び寄託政府に通報するものとし、寄託政府は、これを締約国に通知する。

審査報告書

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年三月一日

外務委員長 菅野 儀作
参考議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

從来、北西大西洋の漁業資源の保存及び最適利用のための国際的な協力は、北西大西洋の漁業に関する国際条約の下で行われたが、最近相次いで沿岸諸国が二百海里水域を設定したため、これに対応した新しい条約が必要であるとの認識からこの条約が作成されるに至ったものである。この条約は、北西大西洋の漁業資源の保存及び最適利用を促進し並びに北西大西洋の漁業資源に関する国際的な協力を促進するため、総務理事会、科学理事会、漁業委員会及び事務局から成る北西大西洋漁業機関を設立し、科学的調査に係る協力の促進、一定の水域について適用される漁業資源の最適利用のための措置に関する提案の採択を行うこと等を定めている。この条約を締結することは、北西大西洋の漁業資源の保存及び最適利用のための国際協力と我が

国の漁業の安定的発展に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

昭和五十四年において北西大西洋の漁業に関する国際条約の当事国である本条約の締約国は、会計上の経過措置として、同年に係る本条約に基づく費用を分担しなくてもよいこととされている。なお、昭和五十四年度一般会計予算には、北西大西洋の漁業に関する国際条約の北西大西洋漁業委員会分担金として、四百十八万円が計上されている。

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十四年二月二十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件

の作業を考慮し、沿岸国は、協議及び協力を通じて条約区域において北西大西洋の漁業資源の保存及び最適利用を促進し並びにこのため北西大西洋の漁業資源に関する国際的な協力及び協議を促進することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約が適用される区域（以下「条約区域」という）は、北緯三十五度以北の北西大西洋の水域であつて北緯三十五度西經四十二度の点から真北に北緯五十九度の点まで、そこから真西に西經四十四度の点まで、そこから真北にグリーンランドの沿岸までの線の西側の北西大西洋の水域並びにセント・ローレンス湾、デイヴィス海峡及び北緯七十八度十分以南のバフィン湾の水域とする。

この条約において「規制区域」として言及される区域は、条約区域のうち沿岸国が漁業管轄権を行使している水域以外の水域とする。

この条約の適用上、「沿岸国」とは、条約区域の一部である水域において漁業管轄権を行使している締約国をいう。

この条約は、条約区域におけるすべての漁業資源について適用する。ただし、さけ、まぐろ類及びかじき類、国際捕鯨委員会又はこれを承継する団体によつて管理される鯨類並びに大陸棚の定着性の種族、すなわち、採捕に適した段階において海底面若しくはその下で静止しており又は絶えず海底に接触していないければ動くことのできない生物を除く。

この条約のいかなる規定も、内水、領海又は漁業管轄権の限度若しくは範囲に関する締約国の立場又は主張に影響を与え又はこれらを害するものとみなしてはならず、また、海洋法に関する締約国の見解又は立場に影響を与え又はこれらを害するものとみなしてはならない。

第二条

締約国は、協議及び協力を通じて条約区域における漁業資源の最適利用、合理的な管理及び保存に貢献することを目的とする国際機関を設置し及び維持することに同意する。この国際機関は、北西大西洋漁業機関（以下「機関」という。）と称するものとし、この条約に定める任務を行ふ。

1 締約国は、

総務理事会

科学理事会

漁業委員会

事務局

機関は、次のものから成る。

総務理事会

科学理事会

漁業委員会

事務局

機関は、法人格を有するものとし、他の国際機関との関係において及び締約国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国は、機関に於ける機関及びその職員の特權及び免除は、機関と関係締約国との間で合意するところによる。

機関の本部は、カナダのノヴァ・スコシアダーナマス又は総務理事会の決定する他の場所に置く。

総務理事会は、次の任務を行う。

（a）機関の組織上、運営上及び財政上の事項その他内部事項（構成機関の間の関係を含む。）について監督し及びその調整をすること。

（b）機関の对外関係の調整をすること。

（c）第十三条の規定により、漁業委員会の構成国についての検討及び決定をすること。

（d）この条約により与えられるその他の権能を行使すること。

第三条

総務理事会は、次の任務を行う。

（a）機関の組織上、運営上及び財政上の事項その他内部事項（構成機関の間の関係を含む。）について監督し及びその調整をすること。

（b）機関の对外関係の調整をすること。

（c）第十三条の規定により、漁業委員会の構成

国についての検討及び決定をすること。

（d）この条約により与えられるその他の権能を行使すること。

第四条

各締約国は、総務理事会の構成国となるものとし、同理事会に対し三人以下の代表を任命す

る。これらの代表は、同理事会の会議に代表代

理、専門家及び顧問を同伴することができる。

2 総務理事会は、議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、再選される資格を有するが四年を超える期間継続して在任してはならない。議長は、漁業委員会の構成国である締約国の代表とし、また、議長及び副議長は、異なる締約国の代表とする。

3 総務理事会の議長は、機関の総裁とし、その主たる代表者とする。

4 総務理事会の議長は、同理事会の決定する場所において機関の年次通常会議を招集する。その場所は、通常は、北アメリカとする。

5 年次通常会議以外の総務理事会の会議は、いずれかの締約国が他の締約国の同意を得て要請する場合には、議長の決定する時期及び場所に招集する。

6 総務理事会は、その任務の遂行上望ましいと認める小委員会を設置することができる。

第五条
各締約国は、総務理事会において一の票を有する。

1 各締約国は、総務理事会の構成国となるものとし、同理事会に対し代表を任命する。代表は、同理事会の会議に代表代理、専門家及び顧問を同伴することができる。

2 総務理事会の決定は、別段の規定がある場合を除くほか、出席しかつ賛成又は反対の投票を行なうすべての締約国の中過半数による議決で行なう。ただし、締約国三分の二以上が出席する場合を除くほか、投票は、行われない。

3 総務理事会は、その会議の運営及びその任務の遂行に関する規則を採択するものとし、必要な場合には、これらの規則を改正する。

4 総務理事会は、機関の活動に関する年次報告書を締約国に提出する。

第六条
1 科学理事会は、次の任務を行う。

(a) 条約区域の漁業に係る科学的な情報及び見解漁業に影響を与える環境上の及び生態学的な要素を含む)についての研究、評価及び交換に関する締約国間の協議及び協力のため

の場を設けること並びにこれらの事項に関する知識の欠如を補うための科学調査に係る締約国間の協力を奨励し及び促進すること。

(b) 条約区域の漁業に係る統計、記録、報告、情報及び資料（漁業に影響を与える環境上の及び生態学的な要素を含む）を収集し、維持し、刊行し又は普及させること。

(c) 次条の規定による要請があつた場合には、(d) 第八条の規定により、又は漁業委員会のために必要であると認める場合には自発的に、同委員会に對して科学上の助言を与えること。

沿岸国に対して科学上の助言を与えること。

(e) 沿岸国に対する科学上の助言を与えること。

(f) 第八条の規定により、又は漁業委員会のために必要であると認める場合には自発的に、同委員会に對して科学上の助言を与えること。

(g) 第八条の規定により、又は漁業委員会のために必要であると認める場合には自発的に、同委員会に對して科学上の助言を与えること。

1 各締約国は、科学理事会の構成国となるものとし、同理事会に対し代表を任命する。代表は、同理事会の会議に代表代理、専門家及び顧問を同伴することができる。

2 科学理事会は、議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、再選される資格を有するが四年を超える期間継続して在任してはならない。議長及び副議長は、異なる締約国の代表とする。

3 第四条の規定により招集される年次通常会議以外の科学理事会の会議は、沿岸国が要請する場合又はいずれかの締約国が他の締約国との同意を得て要請する場合には、議長の決定する時期及び場所に招集する。

4 科学理事会は、その任務の遂行上望ましいと認める小委員会を設置することができる。

第七条
1 科学理事会は、沿岸国が要請する場合には、条約区域のうち当該沿岸国が漁業管轄権の下にある水域における漁業資源の管理及び保存のための科学上の根拠に関する問題について検討し及ぶ報告する。

2 総務理事会は、科学理事会との協議の上、1の規定により同理事会に要請した問題の検討について付託事項を定める。付託事項には、適当と認められるその他の事項とともに次の事項を含める。

(a) 要請した問題の説明（検討すべき漁業及び水域の詳細を含む）。

(b) 科学的な評価又は予測を求める場合には、考慮すべき要素又は前提条件の詳細。

(c) 該当する場合には、当該沿岸国がその達成に努めている目的の詳細及び具体的な一の助言又は選択の余地のある二以上の助言を求めるかどうかについての指示。

第八条
科学理事会は、規制区域における漁業資源の管理及び保存のための科学上の根拠に関する問題で、あつて漁業委員会が付託するものについて検討し及び報告するものとし、この場合において、その問題について同委員会の定める付託事項を考慮に入れる。

第九条
1 各締約国は、科学理事会の構成国となるものとし、同理事会に対し代表を任命する。代表は、同理事会の会議に代表代理、専門家及び顧問を同伴することができる。

2 科学理事会は、議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、再選される資格を有するが四年を超える期間継続して在任してはならない。議長及び副議長は、異なる締約国の代表とする。

3 第二条の規定に基づく任務の遂行に当たり、委員会は、(a)の提案と(b)の措置又は決定との間に整合性を確保するよう努める。

(a) 規制区域及び沿岸国が漁業管轄権の下にある水域の双方に存する漁業資源について適用されるべき提案又は沿岸国が漁業管轄権の下にある水域にそのすべて又はその一部が存する漁業資源に對し魚種間の相互關係を通じて影響を与えることとなる提案。

(b) 沿岸国が漁業管轄権の下にある水域における漁獲活動に關し当該沿岸国が当該漁業資源の管理及び保存のためによる措置又は決定又は決定を委員会に通報する。

4 科学理事会の決定であつて役員の選出、規則の採択及び改正並びにその作業の組織に関する見解をその報告に記載する。

第五条
1 この条約により科学理事会が与える科学上の助言は、意見の一致によつて決定する。意見の一致を得ることができない場合には、同理事会は、検討した問題について述べられたすべての見解をその報告に記載する。

2 科学理事会の決定であつて役員の選出、規則の採択及び改正並びにその作業の組織に関する見解をその報告に記載する。

3 科学理事会は、この条約の規定の適用上、各沿岸国は、(b)の措置又は決定との間の調整を促進する。

(a) 沿岸国が漁業管轄権の下における漁獲量の配分に當たり、委員会が採択する提案は、委員会の構成国であつてその船舶が同区域において伝統的に漁獲を行ってきたものの利益を入れたものとする。

(b) 規制区域における漁獲量の配分について委員会が採択する提案は、委員会の構成国であつてその船舶が同区域において伝統的に漁獲を行つたものとすると、(a)の措置又は決定との間の調整を促進する。

6 規制区域における漁獲量の配分に當たり、委員会が採択する提案は、委員会の構成国であつてその船舶が同区域において伝統的に漁獲を行つたものとすると、(a)の措置又は決定との間の調整を促進する。

り、かつ、国際的行動を通じて、特に国際的共同取締制度の下で、これらの漁場において国際的な漁業の監視及び検査を行うことにより、これららの漁業資源の保存を確保するため広範な努力を払つてきた締約国に対して特別の考慮を払う。

5 委員会は、この条約及びこの条約に基づく有効な措置の規制区域における適用を確保するため同区域における国際的取締措置の提案を採択することができる。

6 委員会が採択した提案は、次条1の規定の適用上、事務局長が送付の日付を明記し、すべての締約国に送付する。

7 次条の規定に従うことを条件として、この条の規定により委員会の採択した提案は、拘束力を有する措置となるものとし、委員会の決定する日にすべての締約国について効力を生ずる。

8 委員会は、規制区域における漁業資源の管理及び保存のための科学上の根拠に関する問題を科学理事会に付託することができるものとし、また、その問題の検討について付託事項を定めることができる。

9 委員会は、規制区域におけるこの条約の目的に関連する事項について構成国の注意を喚起することができる。

第十二条

1 提案は、事務局長が提案の通知に明記する送付の日から六十日以内に委員会の構成国が提案に対する異議を事務局長に申し立てた場合には、その異議についての締約国に対する通知に明記する送付の日の後四十日の期間が満了する日まで、拘束力を有する措置とならない。この場合には、委員会の他の構成国は、追加の四十日の期間が満了する日又は追加の四十日の期間内に申し立てられた異議についての締約国に対する通知に明記する送付の日の後三十日目の日のいずれか遅い日までに同様に異議を申し立てることができる。提案は、延長された異議申立てることによる。

2 提案に対する異議を申し立てた委員会の構成国は、いつでも異議を撤回することができるものとし、この場合には、提案は、この条に定める異議申立て手続に従うことの条件として、当該構成国に対して直ちに拘束力を有する措置となる。

3 委員会の構成国は、措置が効力を生じた日から一年を経過した時の後はいつでも、その措置に拘束されない旨の意思を事務局長に通告することができる。その通告が撤回されなかつた場合には、その措置は、事務局長がその通告を受領した日から一年を経過した時に、当該構成国に對して拘束力を失う。措置は、この3の規定により委員会のいずれかの構成国に対する拘束力を失つた後はいつでも、その措置に拘束されない旨の委員会の他の構成国の意思の通告を事務局長が受領した日に、当該他の構成国に對しても拘束力を失う。

4 事務局長は、各締約国に対し、次の事項を直ちに通知する。

(a) 1に規定する異議の通告及び2に規定する置となる日

(c) 3に規定する通告の受領

第十三条

1 委員会の構成国は、次の締約国とし、総務理事会がその年次通常会議において検討し及び決

定する。

1 事務局長は、事務局の首席の管理職員とし、総務理事会の定める手続及び条件に従つて任命される。

2 事務局長は、総務理事会の定める規則及び手続に従つて事務局の職員を任命する。

3 事務局長は、総務理事会の一般的な監督に従つてからこれを維持したときは、提案は、拘束力有する措置とならない。もつとも、委員会の構成国の一部又は全部が、合意した日に提案に拘束されることを相互間で合意する場合には、その合意するところによる。

4 事務局長は、総務理事会の一般的な監督に従つて事務局の職員に対しても完全な権限を有するものとし、また、総務理事会の定める他の職務を行う。

5 第十六条

1 各締約国は、この条約により招集されるすべての会議に對する各自の代表団の費用を支払う。

2 総務理事会は、機関の年次予算を採択する。

3 総務理事会は、各締約国が年次予算に従つて負担する分担金の額を次の方式により決定する。

(a) 予算の十パーセントの額は、当該会計年度の開始時の二年前に終了した一箇年に係る条約区域における沿岸国(の漁獲量に比例して沿

岸国)の間に均等に割り当てる。

(b) 予算の三十パーセントの額は、すべての締約国(の間に均等に割り当てる。

(c) 予算の六十六パーセントの額は、当該会計年度の開始時の二年前に終了した一箇年に係る条約区域におけるすべての締約国(の漁獲量に

比例してすべての締約国(の間に割り当てる。

この3の漁獲量は、この条約の不可分の一部をなす附属書Iに掲げる魚種についての報告された漁獲量とする。

4 事務局長は、各締約国に対し、3の規定に従つて決定された分担金の額を通知するものとし、各締約国は、その後できる限り速やかに、

その分担金を機関に支払う。

5 分担金は、総務理事会が特に認める場合を除くほか、機関の本部のある国の通貨で支払う。

6 11に規定する場合を除くほか、総務理事会は、その最初の会議において、機関がその任務を

を行ふ最初の会計年度の残余の期間に係る予算を承認するものとし、事務局長は、その分担金の額の通知とともに当該予算の写しを締約国に送付する。

7 その後の会計年度については、事務局長は、予算案を審議することとなる機関の年次通常会議の少なくとも六十日前に、分担金の額の表とともに年次予算案を各締約国に送付する。

8 いづれかの会計年度中にこの条約に加入する締約国は、当該会計年度につき、この条の規定に従つて決定された分担金の額のうち当該会計年度の残余の完全な月数に比例する額を分担する。

9 連続した二年の間分担金を支払わない締約国は、総務理事会が別段の決定をしない限り、義務を履行するまでの間この条約に基づき投票を行う権利及び異議を申し立てる権利を有しない。

10 機関の会計は、総務理事会の選任する独立の会計検査専門家が、毎年、検査する。

11 この条約が千九百七十九年一月一日に効力を生ずる場合には、この条約の不可分の一部をなす附属書IIの規定は、6の規定に代わつて適用される。

第十七条

締約国は、この条約の規定を実施するため並びに第十一条⁷の規定により拘束力を有することとなる措置及び第二十三条の規定により効力を有する措置を実施するために必要な行動（違反に対し十分な制裁を講ずることを含む。）をとることに同意する。各締約国は、委員会に対し、このためにとつた行動についての年次報告を送付する。

締約国は、規制区域において国際的共同取締制度を、第二十三条の規定に基づきそのまま又は第十一条⁵に規定する措置による修正の上、維持し及び実施することに同意する。この制度には、乗船及び検査に関する締約国の相互の権利に関する

予算案を審議することとなる機関の年次通常会議の少なくとも六十日前に、分担金の額の表とともに年次予算案を各締約国に送付する。

7 その後の会計年度については、事務局長は、予算案を審議することとなる機関の年次通常会議の少なくとも九十日前に事務局長に年次予算案を各締約国に送付する。

8 いづれかの会計年度中にこの条約に加入する締約国は、当該会計年度につき、この条の規定に従つて決定された分担金の額のうち当該会計年度の残余の完全な月数に比例する額を分担する。

9 連続した二年の間分担金を支払わない締約国は、総務理事会が別段の決定をしない限り、義務を履行するまでの間この条約に基づき投票を行う権利及び異議を申し立てる権利を有しない。

10 機関の会計は、総務理事会の選任する独立の会計検査専門家が、毎年、検査する。

11 この条約が千九百七十九年一月一日に効力を生ずる場合には、この条約の不可分の一部をなす附属書IIの規定は、6の規定に代わつて適用される。

第十八条

締約国は、この条約の規定を実施するため並びに第十一条⁷の規定により拘束力を有することとなる措置及び第二十三条の規定により効力を有する措置を実施するために必要な行動（違反に対し十分な制裁を講ずることを含む。）をとることに同意する。各締約国は、委員会に対し、このためにとつた行動についての年次報告を送付する。

締約国は、この条約の規定を実施するため並びに第十一条⁷の規定により拘束力を有することとなる措置及び第二十三条の規定により効力を有する措置を実施するために必要な行動（違反に対し十分な制裁を講ずることを含む。）をとることに同意する。各締約国は、委員会に対し、このための年次報告を送付する。

3 総務理事会は、委員会が要請する場合において、科学理事会と協議した後、管理のために必要な措置を実施するための行動（違反に対し十分な制裁を講ずることを含む。）をとることに同意する。各締約国は、委員会に対し、このための年次報告を送付する。

4 2の規定に従つて改正が採択された後にこの条約の締約国となる国は、改正を承認したものとみなす。

5 寄託政府は、すべての締約国に対し、改正の承認の通告の受領、異議及びその撤回の通告の受領並びに改正の効力発生を速やかに通知する。

第十九条

3 総務理事会は、委員会が要請する場合において、科学理事会と協議した後、管理のために必要な措置を実施するための行動（違反に対し十分な制裁を講ずることを含む。）をとることに同意する。各締約国は、委員会に対し、このための年次報告を送付する。

4 2の規定に従つて改正が採択された後にこの条約の締約国となる国は、改正を承認したものとみなす。

5 寄託政府は、すべての締約国に対し、改正の承認の通告の受領、異議及びその撤回の通告の受領並びに改正の効力発生を速やかに通知する。

6 寄託政府は、この条約の効力発生の後六箇月以内に機関の最初の会議を招集するものとし、会議の日の一箇月前までに各締約国に対し仮議事日程を通知する。

7 この条約の効力発生の際に千九百四十九年の北大西洋の漁業に関する国際条約第八条の規定により伝達されており又は効力を有していた提案は、同条約に従うことを条件として、当該提案が同条約により既に効力を有している場合には直ちに又は当該提案が同条約により効力を生ずることとなる場合にはその時に、規制区域において各締約国に対して拘束力を有する措置となる。第十二条³の規定に従うことを条件として、これらの措置は、効力を失う時又は第十二条の規定により拘束力を有することとなる措置によって代替される。

8 この条約の効力発生の後一年の間は、代替する。この条約の効力発生の後一年の間は、代替する。

第二十一条

6 寄託政府は、この条約の効力発生の後六箇月以内に機関の最初の会議を招集するものとし、会議の日の一箇月前までに各締約国に対し仮議事日程を通知する。

7 この条約の効力発生の際に千九百四十九年の北大西洋の漁業に関する国際条約第八条の規定により伝達されており又は効力を有していた提案は、同条約に従うことを条件として、当該提案が同条約により既に効力を有している場合には直ちに又は当該提案が同条約により効力を生ずることとなる場合にはその時に、規制区域において各締約国に対して拘束力を有する措置となる。第十二条³の規定に従うことを条件として、これらの措置は、効力を失う時又は第十二条の規定により拘束力を有することとなる措置によって代替される。

8 この条約の効力発生の後一年の間は、代替する。

9 この条約は、六以上の署名国（少なくとも一つの締約国が行う訴追及び制裁に関する規定を含めるものとし、また、その行つた訴追及び課した制裁についての報告は、前条の年次報告に含める。）として言及されるカナダ政府に寄託する。

10 この条約は、署名国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、この条約において「寄託政府」として言及されるカナダ政府に寄託する。

第二十二条

11 この条約は、千九百七十八年十二月三十一日まで、オタワにおいて、千九百七十七年十月一日から二十一日までオタワにおいて開催された北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する外交会議に代表を出した国によるとの署名のために開放しておく。その後は、加入

る措置は、効力を生じない。

第二十四条

1 締約国は、いずれかの年の六月三十日以前に寄託政府に通告を行うことにより、その年の十二月三十一日この条約から脱退することができるものとし、寄託政府は、その通告の写しを他の締約国に送付する。

2 1に規定する通告が行われた場合には、他の締約国は、1の規定に従つて行われた脱退の通告の写しを受領した時から一箇月以内に寄託政府に通告を行うことにより、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができる。

第二十五条

1 この条約の原本は、カナダ政府に寄託するものとし、同政府は、その認証謄本をすべての署名国及び締約国に送付する。

2 寄託政府は、この条約を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百七十八年十月二十四日にオタワで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。

(署名欄は省略)

附屬書I 第十六条の規定により年次(予算)の計算に用いられる漁獲量の決定のための魚種の表

ゴッド(ガドウス・モルア)
レッドフィッシュ(セバスティス・マリヌス)
シルバー・ハイク(メルルキウス・ビリネアリス)

レッド・ハイク(ウロフニキス・クス)

ボラック(ボルラキウス・ヴィレンス)
アメリカン・ブレイス(ヒボグロソイデス・ブテソイデス)

ウイッチ・フラウンダー(グリュートケファルス・キニノグロス)

エロー・テイル・フラウンダー(リマンダ・フェルギニア)

グリーンランド・ハリバット(レイインハルドティウス・ヒボグロソイデス)

ラウンドノウズ・グレナディア(マクロウルス・ルベストリス)

にしん(クルペア・ハレングス)

さば(スコムベル・スコムブルス)

バターフィッシュ(ペブリルス・トリアカンタウス)

リヴァー・ヘリング又はエールワイフ(アロサ・セウダハレンゲス)

やさい(アルゼンティナ・シルス)

まついか(イルレクス・イルレケプロスス)

えび(パンダルス属に属する種)

ブセウダハレンゲス)

やさい(ロリゴ・ペアレイ)

トリ・ハラウス(マルロトゥス・ヴィルロスス)

リ・ハラウス(マルロトゥス・ヴィルロスス)

付録

一九七九年の分担金の額(ドル)

一六、三三五

八二、八五二

二〇、二二一

六、四七三

七四、二五四

一九、二六六

一二、二九三

一六、六九七

二一、一〇七

二九、三一六

二二、七一六

一五、四七二

二六、二二四

七二、一三三

二九、九四七

六度二十分の点)まで、そこから北の方向にバフィン島、ピロット島、デボン島及びエレスミア島の

域においては西経八十度の子午線に沿つて北緯七十八度十分の緯度線までの線によつて囲まれた水域

に沿つて北緯七十八度十分の緯度線までの線によつて囲まれた水域

と北緯六十二度三十分(フレデリクスホーブ氷河)の緯度線との間の水域	
の水域	
区分F	同小区域のうち、北緯六十度四十五分(デゾラシオン岬)の緯度線の南側の水域
区分1F	同小区域のうち、北緯四十九度十五分(ニューフォードランド島)の緯度線の北側の水域
区分2	条約区域のうち、ハドソン海峡においては西經六十四度三十分の子午線の東側で、小区域0の南側で、小区域1の南西側で、かつ、北緯五十二度十五分の緯度線の北側の水域
(b)	小区域2は、次の三の区分から成る。
区分2H	同小区域のうち、北緯五十五度二十分(ボーブデール)の緯度線と北緯五十七度四十分(マグフォード岬)の緯度線の北側の水域
区分2J	同小区域のうち、北緯五十五度二十分(マグフォード岬)の緯度線との間の水域
区分3	同小区域のうち、北緯五十二度十五分の緯度線までの線の南側で、ニューフォードランド島の北岸のボルド岬から真北に北緯五十二度十五分の緯度線までの線の東側で、かつ、北緯三十九度の緯度線の北側で、北緯三十九度三十分(ボーブデール)の緯度線の南側の水域
区分3H	同小区域のうち、北緯五十五度四十度(マグフォード岬)の緯度線との間の水域
区分3J	同小区域のうち、北緯五十五度二十分(マグフォード岬)の緯度線との間の水域
区分3K	同小区域のうち、北緯四十九度四十五分(ボーブデール)の緯度線との間の水域
区分3L	同小区域のうち、フリールス岬からセント・メリーア岬までの島のフリールス岬の緯度線の北側の水域

から北東の方向にこの直線に沿つてレイ岬までの線の東側の水域	
区分3は、次の六の区分から成る。	
区分3P	同小区域のうち、ニューフォードランド島のフリールス岬の緯度線の北側の水域
区分3Pn (北西小区分)	同小区域のうち、ニューフォードランド島のフリールス岬から北緯四十九度十五分(ニューフォードランド島)のバージオ島からおおむね南北の方向に北緯四十六度五十分西経四十六度三十分の子午線まで、そこから真南に北緯五十八度五十度線と、フリールス岬から真東に西経十四度三十分の子午線まで、そこから航程線に沿つてニューフォードランド島のセント・メリーア岬までの線との間の水域
区分3M	同小区域のうち、北緯四十九度十五分の緯度線の南側で、かつ、西経四十六度三十分の子午線の東側の水域
区分3N	同小区域のうち、北緯四十六度の緯度線の南側で、かつ、西経五十一度の子午線との間の水域
区分3O	同小区域のうち、北緯四十六度十六度三十分の子午線と西経五十一度の子午線との間の水域
区分3P	同小区域のうち、ニューフォードランド島の海岸線の南側で、

から北東の方向にこの直線に沿つてレイ岬までの線の東側の水域	
区分3は、次の六の区分から成る。	
区分3P	同小区域のうち、ニューフォードランド島のフリールス岬から北緯四十九度十五分(ニューフォードランド島)のバージオ島からおおむね南北の方向に北緯四十六度五十分西経四十六度三十分の子午線まで、そこから真南に北緯五十八度五十度線と、フリールス岬から真東に西経十四度三十分の子午線まで、そこから航程線に沿つてニューフォードランド島のセント・メリーア岬までの線との間の水域
区分3Pn (北西小区分)	同小区域のうち、ニューフォードランド島のフリールス岬から北緯四十九度十五分(ニューフォードランド島)のバージオ島からおおむね南北の方向に北緯四十六度五十分西経四十六度三十分の子午線まで、そこから真南に北緯五十八度五十度線と、フリールス岬から真東に西経十四度三十分の子午線まで、そこから航程線に沿つてニューフォードランド島のセント・メリーア岬までの線との間の水域
区分3M	同小区域のうち、北緯四十九度十五分の緯度線の南側で、かつ、西経四十六度三十分の子午線の東側の水域
区分3N	同小区域のうち、北緯四十六度の緯度線の南側で、かつ、西経五十一度の子午線との間の水域
区分3O	同小区域のうち、北緯四十六度十六度三十分の子午線と西経五十一度の子午線との間の水域
区分3P	同小区域のうち、ニューフォードランド島の海岸線の南側で、

から北東の方向にこの直線に沿つてレイ岬までの線の東側の水域	
区分3は、次の六の区分から成る。	
区分3P	同小区域のうち、ボールド岬から北緯四十九度四十五分西経六十四度四十度西経五十四度三十分の点までの線の東側の水域
区分3R	同小区域のうち、ボールド岬から北緯四十九度二十五分西経六十四度四十度西経五十四度三十分の点までの線の東側の水域
区分4	同小区域のうち、ボールド岬から北緯四十九度四十五分西経六十四度四十度西経五十四度三十分の点までの線の東側の水域
(b)	小区域4は、次の六の区分から成る。
区分4T	同小区域のうち、ノーサンプトン島の海岸線と、ボールド岬から北緯四十九度四十五分西経六十四度四十度西経五十四度三十分の点までの線の東側の水域

五十分西経六十度の点まで、そこから南の方向に航程線に沿つてノヴァ・スコシヤ州のノース岬まで

の線との間の水域

区分4V

同小区域のうち、ノース岬から
ノルシユまでのノヴァ・スコ
シヤ州の海岸線と、ノルシユか
ら東の方向に航程線に沿つて北緯
四十五度四十分西経六十度の点ま
で、そこから真東に西経五十九度
子午線に沿つて北緯四十四度十分
の緯度線まで、そこから真東に西
経五十九度の子午線まで、そこか
ら真南に北緯三十九度の緯
度線まで、そこから北西の方向に
度線まで、そこから真西に西経六
度十二十分の子午線まで、そこから
東に西経五十九度の子午線まで、
そこから真南に北緯三十九度の緯
度線まで、そこから北西の方向に
度線まで、そこから真西に西経六
度十二十分の子午線まで、そこか
ら真北に北緯四十四度二十分の緯
度線まで、そこから北西の方向に
度線まで、そこから北西の方向に
航程線に沿つてノヴァ・スコシ
ヤ州のハリファックスまでの線との
間の水域

区分4X 同小区域のうち、同小区域の西
側の境界線、ニューブランズ
ウイック州とメイン州との間の境
界線の終端からハリファックスま
でのニュー・ブランズウイック州
及びノヴァ・スコシヤ州の海岸線
と、ハリファックスから南東の方
向に航程線に沿つて北緯四十四度
經六十五度四十分の子午線までの
線との間の水域

区分5Z 同小区域のうち、区分Yの南側
及び東側の水域

区分5Ze (東小区分) 同区分のうち、
西經七十度の子午
線の東側の水域

区分5Zw (西小区分) 同区分のうち、
西經七十度の子午
線の西側の水域

7(a) 小区域6

小区域6 条約区域のうち、ロード・アイ
ランド州の海岸線の西經七十一度
四十分の点から真南に北緯三十九
度の緯度線まで、そこから真西に西
経四十二度の子午線まで、そこか
ら真南に北緯三十五度の緯度線
までの緯度線まで、そこから真東に
西經四十二度の子午線まで、そこ
から真南に北緯三十九度の緯度線
まで、そこから真西に北アメリカ
の海岸線まで、そこから北の方向
に北アメリカの海岸線に沿つて
ロード・アイランド州の海岸線の
西經七十一度四十分の点までの線
によつて囲まれた水域

区分H 同小区域のうち、区分Gの東側
の西側の水域

区分6F 同小区域のうち、区分Eの東側
の西側の水域

区分6D 同小区域のうち、区分B及び
区分Cの東側で、かつ、区分Bの
子午線の西側で、かつ、西經六十五
度の子午線の西側の水域

区分6E 同小区域のうち、区分6Dの東側
で、かつ、西經六十度の子午線の
西側の水域

緯度線の南側で、かつ、北緯三十
度の点から真北に北緯四十二度二
十分の緯度線まで、そこから真東
に北アメリカの海岸線に沿つて
セントラル州及びマサチューセ
ッツ州の海岸線と、コッド岬(お
シから東の方向に航程線に沿つて
北緯四十五度四十分西経六十度

おむね北緯四十二度)の西經七十
度の点から真北に北緯四十二度二
十分の緯度線まで、そこから真東
に小区域4と小区域5との間の境
界線上の西經六十七度四十分の点
まで、そこから北西の方向に
度線まで、そこから真西に西経六
度十二十分の子午線まで、そこか
ら真北に北緯四十四度二十分の緯
度線まで、そこから北西の方向に
度線まで、そこから真西に西経六
度十二十分の子午線まで、そこか
ら真北に北緯四十二度の子午線
まで、そこから北西の方向に
航程線に沿つてノヴァ・スコシ
ヤ州のハリファックスまでの線との
間の水域

セントラル州及びマサチューセ
ッツ州の海岸線と、コッド岬(お
シから東の方向に航程線に沿つて
北緯四十五度四十分西経六十度

区分4W
同小区域のうち、ハリファックス
からノルシユまでのノヴァ・ス
コシヤ州の海岸線と、ノルシ
ユから東の方向に航程線に沿つ
て北緯四十五度四十
度の緯度線の南側
の水域

区分4Vs (南小区分)
同区分のうち、
北緯四十五度四十
度の緯度線の北側
の水域

区分Vs (北小区分)
同区分のうち、
北緯四十五度四十
度の緯度線の北側
の水域

区分Vs (南小区分)
同区分のうち、
北緯四十五度四十
度の緯度線の南側
の水域

(b) 小区域5
同小区域のうち、
ノルシユまでのノヴァ・ス
コシヤ州の海岸線と、ノル
シユから東の方向に航程線に沿つ
て北緯四十五度四十
度の緯度線の南側
の水域

6(a) 小区域5
同小区域のうち、
ノルシユまでのノヴァ・ス
コシヤ州の海岸線と、ノル
シユから東の方向に航程線に沿つ
て北緯四十五度四十
度の緯度線の北側
の水域

(b) 小区域5
同小区域のうち、
ノルシユまでのノヴァ・ス
コシヤ州の海岸線と、ノル
シユから東の方向に航程線に沿つ
て北緯四十五度四十
度の緯度線の北側
の水域

7(a) 小区域6
同小区域のうち、
ノルシユまでのノヴァ・ス
コシヤ州の海岸線と、ノル
シユから東の方向に航程線に沿つ
て北緯四十五度四十
度の緯度線の北側
の水域

審査報告書
日本国政府とフィンランド共和国政府との間
の文化協定の締結について承認を求める件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

要領書
昭和五十四年三月一日

参議院議長 安井 謙殿
外務委員長 菅野 優作
副議院議長 安井 謙殿
外務委員長 菅野 優作

1、委員会の決定の理由
この協定は、戰後我が国が諸外国との間で結
した文化協定とはほぼ同様の内容のものであつ

て、我が国とフィンランドとの間で文化及び教育の各分野における交流を奨励すること等を規定したものである。この協定を締結することは、我が国とフィンランドとの間の文化交流の一層の促進に資すると期待されるので、妥当な措置と認めた。

一、費用 別に費用を要しない。

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求める件

右
国会に提出する。
昭和五十四年二月二十七日
内閣総理大臣 大平 正芳

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求める件

昭和五十四年二月二十七日
内閣総理大臣 大平 正芳

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求める件
の件
日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求める
第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求める件
の件
日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求める
第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

1 両国政府は、学者、教員、研究員、学生、芸術家、文化機関又は教育研究機関の構成員その他文化的活動又は教育研究活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。
2 両国政府は、両国の文化機関及び教育研究機

間の間における密接な協力を奨励する。

第二条

各国政府は、他方の國の國民に対し、自國における修学又は研究のための奨学金その他の便宜を与えるよう努力する。

第三条

各國政府は、自國において、大学その他の教育研究機関における他方の國の言語、文学、歴史、地理、経済及び文化一般についての教育及び研究を奨励する。

第四条

各國政府は、自國において、他方の國の國民に對し、美術館、博物館、図書館、公文書館、文献センターその他文化的性質を有する施設の利用についてできる限りの便宜を与える。

第五条

各國政府は、特に次の手段により他方の國の文化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解することを奨励し、及び容易にする。

- (a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
- (b) ラジオ番組及びテレビジョン番組
- (c) フィルム、テープ、音盤その他の視聴覚資料
- (d) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的展示会
- (e) 演奏会及び舞台芸術
- (f) 講演、セミナー及び会議
- (g) 文化的性質を有する祭典及び国際コンクール

第六条
日本国政府のため
園田 直

フィンランド共和国政府のために
ヘンリック・プロムステッド

○菅野儀作君
〔菅野儀作君登壇、拍手〕
千九百七十八年十二月二十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
園田 直

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定
閣の文化協定

日本国政府及びフィンランド共和国政府は、文化及び教育の分野における両国間の協力を助長し、かつ、发展させることを希望し、この協力が両国間の相互理解及び友好関係の増進に寄与することを確信して、次のとおり協定した。

第一条

1 両国政府は、学者、教員、研究員、学生、芸術家、文化機関又は教育研究機関の構成員その他文化的活動又は教育研究活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。

2 両国政府は、両国の文化機関及び教育研究機

两国政府は、両国の青少年及び青少年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力を奨励する。

第九条

両国政府は、この協定に定める交流の進捗状況を検討し、及びこの協定の実施を確保するため、一方の政府の要請に基づき、協議を行う。

第十一条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、ヘルシンキで行われる批准書の交換の日後三十日目の日に効力を生ずる。

第十二条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いずれか一方の政府がこの協定を終了させる意思を文書により通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

第十三条

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

日本国政府のため
園田 直

日本国政府のため
○菅野儀作君
〔菅野儀作君登壇、拍手〕
ヘンリック・プロムステッド

○菅野儀作君
〔菅野儀作君登壇、拍手〕
日本国政府のため
○菅野儀作君
〔菅野儀作君登壇、拍手〕
ヘンリック・プロムステッド

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定
閣の文化協定

日本国政府及びフィンランド共和国政府は、文化及び教育の分野における両国間の協力を助長し、かつ、发展させることを希望し、この協力が両国間の相互理解及び友好関係の増進に寄与することを確信して、次のとおり協定した。

第一条

1 両国政府は、学者、教員、研究員、学生、芸術家、文化機関又は教育研究機関の構成員その他文化的活動又は教育研究活動に従事する者の両国間における交換を奨励する。

2 両国政府は、両国の文化機関及び教育研究機

こと等を定めるとともに、特に両国間の貿易の発展及び経済関係の強化のために協力することをうたつたものであります。

次に、特に水鳥の生息地として重要な湿地に関する条約は、一九七一年二月にイランのラムサールで開催されました国際会議において採択されたものであります。各締約国が、その領域内にある湿地を指定するとともに、その保全及び適正利用を図り、湿地に生息する動植物、特に水鳥の保護を促進すること等を定めたものであります。

次に、南極のあざらしの保存に関する条約は、南極のアザラシを保護するとともに、これについて科学的な研究を行い、合理的な利用を図ることを目的とするものであります。締約国の国民または船舶が、この条約に規定される規制措置に従う場合を除くほか、南極のアザラシを殺さず、または捕獲しないこと等を定めたものであります。

次に、北西大西洋の漁業についての今後の協力に関する条約は、従来わが国も加盟していた北西大西洋漁業条約の適用区域において沿岸国が相次いで二百海里水域を設定したことに対応して新たに作成されたものであります。北西大西洋の漁業資源の保存及び最適利用の促進並びに国際協力の促進のために、北西大西洋漁業機関を設立し、共同措置及び国際的取り締まり措置の提案を採択すること等を定めたものであります。

最後に、フィンランドとの文化協定は、戦後わが諸外国と締結した文化協定とはほぼ同様の内容のものであります。わが国とフィンランドとの間で文化及び教育の各分野における交流を奨励すること等を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて記載されています。

御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、昨日採決の結果、以上五件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（加瀬元君） これより五件を一括して採

決いたします。

五件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつて、五件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつて、五件は全会一致をもつて承認することに決しました。

(第八十四回国会内閣提出衆議院送付) 日程第七 民事執行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長峯山昭範君。

民事執行法案

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年三月一日

法務委員長 峯山 昭範

参議院議長 安井 謙殿

民事執行法案

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年三月一日

法務委員長 峯山 昭範

参議院議長 安井 謙殿

民事執行法案

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年三月一日

法務委員長 峯山 昭範

参議院議長 安井 謙殿

民事執行法案

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月十三日

衆議院議長 保利 茂

民事執行法案

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月十三日

衆議院議長 保利 茂

民事執行法案

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月十三日

衆議院議長 保利 茂

民事執行法案

ができないもの」及び「その行為をし、又はその行為をするおそれがある者」を「債務者」に改める。
第八十三条第一項中「不動産の占有者」を「債務者又は事件の記録上差押えの効力発生前から権原により占有している者でないと認められる不動産の占有者」に改め、「買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者」を「差押えの効力発生後に占有した者で買受人に対抗することができる権原により占有していると認められるもの」に改め、同条第三項ただし書中「事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、担保権の実行としての競売並びに民法、商法その他の法律による換価のための競売の手続の適正かつ迅速な遂行を図り、もつて権利者の権利の実現を容易にするとともに、債務者との他の利害関係人の利害の関係を調整するため、民事訴訟法第六編(強制執行)と競売法を統合した民事執行に関する手続の基本法を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、差押不動産売却のための保全处分、買受人等のための保全処分及び不動産引渡命令に関し、修正を行つた。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

第三章 附則
第一条 (趣旨)
第一条 強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、担保権の実行としての競売並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の規定による換価のための競売(以下「民事執行」と総称する)については、他の法令に定めるもののほか、この

民事執行法案 民事執行法

目次

第一章 総則(第一条—第二十一条)

第二章 強制執行

第一節 総則(第二十二条—第四十二条)

第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第一款 不動産に対する強制執行

第一目 通則(第四十三条—第四十四条)

第二目 強制競売(第四十五条—第五十一条)

第三目 強制管理(第五十三条—第五百十一条)

第四目 船舶に対する強制執行(第五百十二条—五百二十二条)

第五目 動産に対する強制執行(第五百二十一条—五百四十二条)

第六目 債権及びその他の財産権に対する強制執行(第五百四十三条—第五百六十七条)

第七目 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行(第五百六十八条—五百七十七条)

第八目 動産に対する強制執行(第五百七十八条—五百八十条)

第九目 債権及びその他の財産権に対する強制執行(五百八十八条—五百九十五条)

第十目 第五百九十六条—第五百九十八条)

第十一目 第五百九十九条—五百九十五条)

第十二目 第五百九十九条—五百九十八条)

第十三目 第五百九十九条—五百九十八条)

第十四目 第五百九十九条—五百九十八条)

第十五目 第五百九十九条—五百九十八条)

第十六目 第五百九十九条—五百九十八条)

第十七目 第五百九十九条—五百九十八条)

第十八目 第五百九十九条—五百九十八条)

第十九目 第五百九十九条—五百九十八条)

第二十目 第五百九十九条—五百九十八条)

第二十一目 第五百九十九条—五百九十八条)

第二十二目 第五百九十九条—五百九十八条)

第二十三目 第五百九十九条—五百九十八条)

第二十四目 第五百九十九条—五百九十八条)

第二十五目 第五百九十九条—五百九十八条)

第二十六目 第五百九十九条—五百九十八条)

法律の定めるところによる。

(執行機関)

第二条 民事執行は、申立てにより、裁判所又は(執行裁判所)

第三条 裁判所が行う民事執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもつて、執行官が行う執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。

第四条 執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

(任意的口頭弁論)

第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。

(執行官等の職務の執行の確保)

第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。

(審尋)

第七条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。

(執行官等の職務の執行の確保)

第八条 執行官以外の者で執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行うものは、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、執行官に対し、援助を求めることができる。

(立会人)

第九条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者(以下「執行官等」という。)は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。

(休日又は夜間の執行)

第八条 執行官等は、日曜日その他的一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

2 執行官等は、職務の執行に当たり、前項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

(身分証明書等の携帯)

第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十条 民事執行の手続に関する裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

2 執行抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

3 抗告状に執行抗告の理由の記載がないときは、抗告人は、抗告状を提出した日から一週間に以内に、執行抗告の理由書を原裁判所に提出しなければならない。

4 執行抗告の理由は、最高裁判所規則で定めるところにより記載しなければならない。

5 抗告人が第三項の規定による執行抗告の理由書の提出をしなかつたとき、執行抗告の理由の記載が明らかに前項の規定に違反しているとき、又は執行抗告が不適法であつてその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。

6 抗告裁判所は、執行抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、若しくは立させないで原裁判の執行の停止若しくは民事執行の全部若しくは一部の停止を命ぜ、又は担保を立てさせてこれらの続行を命ず

ることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

第七条 抗告裁判所は、抗告状又は執行抗告の理由書に記載された理由に限り、調査する。ただし、原裁判に影響を及ぼすべき法令の違反又は事實の誤認の有無については、職権で調査することができる。

8 第五項の規定による決定に對しては、執行抗告をすることができる。

9 第六項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

10 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十九条の規定は、執行抗告をすることができる裁判が確定した場合について準用する。

(執行異議)

第十一條 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに對しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遅延に對しても、同様とする。

2 前条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

3 前条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てを却下する決定に對しては、執行抗告をすることができる。

(担保の提供)

第十五條 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所(以下この項において「発令裁判所」という)又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が相当と認められる有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならぬ。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産に對して課される租税その他の公課について、所管の官厅又は公署に對し、必要な証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

(送達の特例)

第十六條 民事執行の手続について、執行裁判所に對し申立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、その住所、居所、営業所又は事務所を変更したときは、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしない者に對する文

は、執行裁判所で手続に對しては、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。

2 執行裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

(費用の予納等)

第十四條 執行裁判所に對し民事執行の申立てをするときは、申立て人は、民事執行の手續に必要な費用として執行裁判所の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、執行裁判所が不足する費用の予納を命じたときも、同様とする。

2 申立て人が費用を予納しないときは、執行裁判所は、民事執行の申立てを却下し、又は民事執行の手續を取り消すことができる。

3 前項の規定により申立てを却下する決定に對しては、執行抗告をすることができる。

(代理の提供)

第十七條 執行裁判所の行う民事執行について、利害關係を有する者は、裁判所書記官に對し、事件の記録の閲覧若しくは臘写、その正本、臘本若しくは抄本の交付又は事件に關する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、閲覧又は臘写については、執行裁判所の執行に支障があるときは、この限りでない。

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第十八條 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所は、官厅又は公署に對し、援助を求めることができる。

(官厅等に対する援助請求等)

2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産に對して課される租税その他の公課について、所管の官厅又は公署に對し、必要な証明書の交付を請求することができる。

(専属管轄)

第十九條 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(民事訴訟法の準用)

第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に關しては、民事訴訟法の規定を適用する。

2 前項の規定により執行抗告をすることができる裁判は、確定しなければその効力を生じない。

(最高裁判所規則)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、民事執行の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規

書の送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所にあてて書留郵便に付して発送すれば足りる。

3 民事訴訟法第百七十三条の規定は前項の規定による送達及びこの項において準用する同法第百七十条第二項の規定による送達について準用する。

則で定める。

第二章 強制執行

第一節 総則

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその效力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）

四 仮執行の宣言を付した支払命令

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

（強制執行をとができる者の範囲）
執行は、次に掲げる者に対し、又はその者た
めにすることができる。
一 債務名義に表示された当事者
二 債務名義に表示された当事者が他人のため
に当事者となつた場合のその他人

三 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人）
2 執行証書による強制執行は、執行証書に表示された当事者又は執行証書作成後のその承継人に対し、若しくはこれらの者のためにすることができる。

3 第一項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を保持する者に対しても、することができる。

（外国裁判所の判決の執行判決）

第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

3 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないと、又は民事訴訟法

は、却下しなければならない。

4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならぬ。

（強制執行の実施）

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、仮執行の宣言を付した支払命令により、これに表示された当事者に対し、又はその者たためにすることができる。

（執行文の付与）

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する

裁判所の裁判官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。

（執行文の付与）

第二十七条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後により、開始することができる。

2 担保を立てるなどを強制執行の実施の条件とする債務名義による強制執行は、債務者が担保

を立てたことを公文書により証明したときに限り、開始することができる。

（反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行）

第二十八条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行

その事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、開始することができる。

（執行文の付与）

第二十九条 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合には、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

（強制執行の実施）

第三十条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後により、開始することができる。

2 担保を立てるなどを強制執行の実施の条件とする債務名義による強制執行は、債務者が担保

を立てたことを公文書により証明したときに限り、開始することができる。

（反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行）

第三十一条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行

その事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、開始することができる。

（執行文の付与）

第三十二条 第二十七条に規定する文書の提出をすることができないときは、債権者は、執行文の付与を求めるために、執行文付与の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所

が管轄する。

2 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対し、又はその者のために強制執行をすることができることがある。これが滅失したとき、又は債権者がそのことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。（執行文の再度付与等）

3 第一項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を保持する者に対しても、することができる。

（執行文の付与等に関する異議の申立て）

第二十八条 執行文は、債権の完全な弁済を得るために執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はそれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払命令の正本を更に交付する場合について準用する。

3 第一項の訴えは、執行文の付与があつたときは、裁判所は、異議についての裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせてその続行を命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分をとることができる。

2 執行文の付与に対し、異議の申立てがあつたときは、裁判所は、異議についての裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせてその続行を命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分をとができる。

3 第一項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。裁判に対する抗辯は、不不服を申し立てることができない。

4 前項の規定による裁判に対する抗辯は、不不服を申し立てることができない。

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

第三十三条 第二十七条に規定する文書の提出をすることができないときは、債権者は、執行文の付与を求めるために、執行文付与の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所

が管轄する。

2 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債権者が他の給付について強制執行の目的を達することを証明したとき、開始することができる。

（執行文の付与等）

第三十二条 執行文の付与の申立てに關する処分に對しては、裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる。

（執行文の付与等に関する異議の申立て）

第三十二条 執行文の付与の申立てに關する処分に對しては、裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる。

一 第二十二条第一号 第一審裁判所
から第三号まで又は第六号に掲げる債務名義及び同条第七号に掲げる債務名義のうち次号に掲げるもの以外のもの

二 第二十二条第四号 仮執行の宣言を付したに掲げる債務名義及び同条第七号に掲げる債務名義のうち和解又は調停(上級裁判所において成立した和解及び調停を除く)に係るもの

三 第二十二条第五号 仮執行の宣言を付した支払命令を発した簡易裁判所又は和解若しくは調停が成立した簡易裁判所地方裁判所若しくは家庭裁判所(仮執行の宣言を付した支払命令又は簡易裁判所において成立した和解若しくは調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)

(執行文付与に対する異議の訴え)

四 第二十五条 債務名義(第二十二条第一号又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。

五 第二十六条 債務名義が訴えの取下げその他の事由により、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

六 第二十七条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができる。この裁判については、仮執行の宣言をしなければならない。

七 第二十八条 強制執行の目的物について所有権その他の目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

八 第二十九条 債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

九 第三十条 強制執行の目的物に係る執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起があつた場合において、異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点について説明があつたときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判断において次条第一項の裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの处分を命ずることができ

十 第三十一条 債務名義が訴えの取下げその他の事由により、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

十一 第三十二条 強制執行は、前項の規定により執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えを提起することができる。

十二 第三十三条 債務名義が訴えの取下げその他の事由により、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

十三 第三十四条 第二十七条の規定により執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起があつた場合において、債務名義が表示された当事者以外の者に対して、若しくはその者のために強制執行ができることがあることについて異議の正本に基づく強制執行の不許を求めるためのある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるため

に、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。

一 第二十二条第一号 第一審裁判所
から第三号まで又は第六号に掲げる債務名義及び同条第七号に掲げる債務名義のうち次号に掲げるもの以外のもの

二 異議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

三 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

四 第二十二条第一号から第四号までに掲げる債務名義(第二十二条第一号又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。

五 第二十三条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができる。この裁判については、仮執行の宣言をしなければならない。

六 第二十四条 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命じる旨を記載した裁判の正本

七 第二十五条 強制執行の一時の停止を命じる旨を記載した裁判の正本

八 第二十六条 強制執行を免れるための担保を立てたことの記載した文書

九 第二十七条 強制執行の目的物に係る執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起があつた場合において、債務名義が表示された当事者以外の者に対して、若しくはその者のために強制執行ができることがあることについて異議の正本に基づく強制執行の不許を求めるためのある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるため

に、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。

一 第二十二条第一号 第一審裁判所
から第三号まで又は第六号に掲げる債務名義及び同条第七号に掲げる債務名義のうち次号に掲げるもの以外のもの

二 異議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

三 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

四 第二十二条第一号から第四号までに掲げる債務名義(第二十二条第一号又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。

五 第二十三条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができる。この裁判については、仮執行の宣言をしなければならない。

六 第二十四条 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命じる旨を記載した裁判の正本

七 第二十五条 強制執行の一時の停止を命じる旨を記載した裁判の正本

八 第二十六条 強制執行を免れるための担保を立てたことの記載した文書

九 第二十七条 強制執行の目的物に係る執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起があつた場合において、債務名義が表示された当事者以外の者に対して、若しくはその者のために強制執行ができることがあることについて異議の正本に基づく強制執行の不許を求めるためのある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるため

に、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。

一 第二十二条第一号 第一審裁判所
から第三号まで又は第六号に掲げる債務名義及び同条第七号に掲げる債務名義のうち次号に掲げるもの以外のもの

二 異議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

三 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

四 第二十二条第一号から第四号までに掲げる債務名義(第二十二条第一号又は第四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。

五 第二十三条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができる。この裁判については、仮執行の宣言をしなければならない。

六 第二十四条 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命じる旨を記載した裁判の正本

七 第二十五条 強制執行の一時の停止を命じる旨を記載した裁判の正本

八 第二十六条 強制執行を免れるための担保を立てたことの記載した文書

九 第二十七条 強制執行の目的物に係る執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起があつた場合において、債務名義が表示された当事者以外の者に対して、若しくはその者のために強制執行ができることがあることについて異議の正本に基づく強制執行の不許を求めるためのある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるため

る。

- 2 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のために、特別代理人を選任することができる。
3 民事訴訟法第五十六第二項から第四項までの規定は、前項の特別代理人について準用する。

(執行費用の負担)

- 第四十二条 強制執行の費用で必要なもの（以下「執行費用」という。）は、債務者の負担とする。

- 2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあつては、執行費用は、その執行手続において、債務名義を要しないで、同時に、取り立てることができる。

- 3 強制執行の基本となる債務名義（執行証書を除く）を取り消す旨の裁判又は債務名義に係る和解、認諾若しくは調停の効力がないことを宣言する判決が確定したときは、債権者は、支払を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返還しなければならない。

- 4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第二項の規定により取り立てられたもの以外のもの及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所が定める。

- 5 前項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

- 6 第四項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。
7 民事訴訟法第一百条第二項、第一百一条第一項及び第一百五条の規定は、第四項の申立てについて準用する。

第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

- 第一款 不動産に対する強制執行

第一目 通則

(不動産執行の方法)

- 第四十三条 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」という。）は、強制競売又は強制管理の方法により行う。

- 2 これら的方法は、併用することができる。

- 2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。

- 2 (執行裁判所) 執行にあつては、その所在地（前条第二項の規定により不動産とみなされるものにあつては、その登記をすべき地）を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

- 2 (前条の節において「競売」という。) の開始決定がされた不動産について強制競売の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。

- 2 先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。

- 2 申立てが取り下げられたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定に係る強制競売若しくは競売の開始決定が配当要求の終期後（新たに配当要求の終期を定めたときは、執行裁判所は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項（第一百八十八条において準用する場合を含む。）の届出をした者に対しても、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。）

- 2 前項の規定による決定に対しても、不服申し立てることができない。

- 4 (開始決定等) 第二目 強制競売
4 第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。
2 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。
2 前項の開始決定は、債務者に却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(差押えの効力)

- 第四十六条 差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。

- 2 差押えは、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。

- 2 (開始決定及び配当要求の公告等) (開始決定及び配当要求の終期の公告等) 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その登記簿の謄本を執行裁判所に送付しなければならない。

(差押えの登記の嘱託等)

- 第四十八条 強制競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、直ちに、その開始決定に係る差押えの登記を嘱託しなければならない。

- 2 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その登記簿の謄本を執行裁判所に送付しなければならない。

第五十三条 不動産の滅失その他売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

(差押えの登記の抹消の嘱託)

第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効

出をしなければならない。
3 前二項の規定により届出をするべき者は、故意又は過失により、その届出をしなかつたときは、又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(配当要求)

第五十五条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本(以下「執行力のある債務名義の正本」という。)を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び第百八十二条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(配当要求の終期の変更)

第五十六条 配当要求の終期から、三月以内に売却許可決定がされないとき、又は三月以内にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内にされた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順買受けの申出について売却許可決定がされたときは(その決定が取り消され、又は効力を失つたときを除く。)は、この限りでない。

(不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し)

第五十七条 不動産の占有者が、不動産の価格を著しく減少する行為をするとき、又はそのおそれがある行為をするときは、執行裁判所は、差押債権者又は假差押債権者に對抗することができない不動産に係る権利の取得は、売却によつて生じたときは、裁判所は、差押債権者の負担とする。

力を感じたときは、裁判所書記官は、その開始決定に係る差押えの登記の抹消を嘱託しなければならない。
2 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、その取下げ又は取消決定に係る差押債権者の負担とする。

(売却のための保全処分)

第五十八条 債務者又は不動産の占有者が、不動産の価格を著しく減少する行為をするとき、又はそのおそれがある行為をするときは、執行裁判所は、差押債権者又は假差押債権者に對抗することができない不動産に係る権利の取得は、売却によつて生じたときは、裁判所は、差押債権者の負担とする。

7 第二項の規定による決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができる。
8 第一項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用とする。

(地代等の代払の許可)

第五十九条 建物に対し強制競売の開始決定がされた場合において、その建物の所有を目的とする地上権又は質借権について債務者が地代又は借賃を支払わないときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者がその不払の地代又は借賃を債務者に代わって弁済することを許可することができる。

2 前条第八項の規定は、前項の申立てにて要した費用及び同項の許可を得て支払った地代又は借賃について準用する。

7 第二項の規定による決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができる。
8 第一項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用とする。

(現況調査)

第五十条 執行裁判所は、執行官に対し、不動産の占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に對抗することができないものが前項の規定による命令に違反した場合において、特に必要があるときは、執行裁判所は、その占有の権原を差押債権者、仮差押債権者又は債務者に對抗することができないものに對する命令を立てる。

2 不動産の上に存する留置権並びに使用及び収益を債務者に代わって弁済することを許可することができる。

3 不動産の上に存する留置権並びに使用及び収益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定の適用がないものについては、買受人は、これらによつて担保される債権を弁済する責めに任ずる。

(利害関係)

第六十条 執行裁判所は、評価人の評価に基づいて最低売却価額を定めなければならない。

2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、最低売却価額を変更することができる。

(括売却)

第六十一条 執行裁判所は、評価人の評価に基づいて最低売却価額を定めなければならない。

2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、他の不動産(差押債権者又は債務者を異にするものを含む)と一括して同一の買受人に買付けることを相当であると認めるときは、これらの不動産を一括して売却することを定めることができる。ただし、一個の申立てにより強制競売の開始決定がされた数個の不動産のうち、あるものの最低売却価額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある場合には、債務者の同意があるとき

3 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前二項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。
4 前二項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定は、確定しなければならない。

6 第二項の規定による決定は、申立て人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。

(売却に伴う権利の消滅等)

第五十九条 不動産の上に存する先取特権、使用

及び収益をしない旨の定めのある質権並びに抵当権は、売却により消滅する。
2 前項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は假差押債権者に對抗することができない不動産に係る権利の取得は、売却によりその効力を失う。

3 不動産に係る差押え、假差押債権の執行及び第一項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は假差押債権者に對抗することができない、假處分の執行は、売却によりその効力を失う。

4 不動産の上に存する留置権並びに使用及び収益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定の適用がないものについては、買受人は、これらによつて担保される債権を弁済する責めに任ずる。

5 利害関係を有する者が最低売却価額が定められる前までに第一項、第二項又は前項の規定と異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却による不動産の上の権利の変動は、その合意に従う。

6 第二項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は假差押債権者に對抗することができない不動産に係る権利の取得は、売却によりその効力を失う。

7 第二項の規定による決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができる。

8 第一項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用とする。

9 第二項の規定による決定は、申立て人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。

(物件明細書)

第六十二条 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成し、一般の閲覧に供するため、その写しを執行裁判所に備え置かなければならぬ。

一 不動産の表示

二 不動産に係る権利の取得及び仮処分の執行で売却によりその効力を失わないもの

三 売却により設定されたものとみなされる地上権の概要

(剩余を生ずる見込みのない場合の措置)

第六十三条 執行裁判所は、不動産の最低売却価額で執行費用のうち共益費用であるもの(以下「手続費用」という)及び差押債権者(最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第四項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。)の債権に優先する債権(以下この条において「優先債権」という。)を弁済して剩余を生ずる見込みがないと認めるときは、その旨を差押債権者に通知しなければならない。

2 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、手続費用及び優先債権の見込額を超える額(以下この条において「申出額」という。)を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

3 前項の場合においては、裁判所書記官は、売却するときは、売却の日時及び場所を定め、執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならない。

4 前項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、最低売却価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

(売却の場所の秩序維持)

第六十五条 執行官は、次に掲げる者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせない

一 差押債権者が不動産の買受人になるとができる場合

二 自ら申出額で不動産を買い受ける旨の申出及び申出額に相当する保證の提供

二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合

一 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合は、申出額と買受けの申出の額に達しないときは、申出額と最低売却価額との差額に相当する保証の提供

二 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合は、申出額と買受けの申出の額に達しないときは、申出額と最低売却価額との差額に相当する保証の提供

三 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合は、申出額と買受けの申出の額に達しないときは、申出額と最低売却価額との差額に相当する保証の提供

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。

(売却の方法及び公告)

第六十四条 不動産の売却は、執行裁判所の定める売却の方法により行う。

2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

(売却の方法及び公告)

第六十五条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

(買受けの申出の保証)

第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

(買受けの申出)

第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額が、最低売却価額を超えてかつ、最高価買受申出人の申出の額から買受けの申出の保証の額を控除した額を超える場合に限り、売却の実施の終了までに、執行官に対し、最高価買受申出人に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をすることができる。

(債務者の買受けの申出の禁止)

第六十八条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

(売却決定期日)

第六十九条 執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならぬ。

(売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)

第七十条 不動産の売却の許可又は不許可に関する意見を有する者は、次条各号に掲げる事由で自己の権利に影響のあるものについて、売却決定期日において意見を陳述することができ

いて前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から二年を経過しない者

不許可決定の確定の日から二年を経過しない者と認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一 強制競売の手続の開始又は続行をすべきでないこと。

二 最高価買受申出人が不動産を買ひ受ける資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人がその権限を有しないこと。

三 最高価買受申出人が不動産を買ひ受ける資格を有しない者の計算において買受けの申出をした者であること。

四 最高価買受申出人、その代理人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において

その者に買受けの申出をさせたことがある者

ハ 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者

イ 第七十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれららの手続に重大な誤りがあること。

七 売却の手続に重大な誤りがあること。

(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)

第七十二条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときを除き、売却決定期日を開くことができない。

この場合においては、最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受け

の申出を取り消すことができる。

2 売却決定期日の終了後に前項に規定する文書の提出があつた場合には、その期日にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条の規定を適用する。

3 売却の実施の終了後に第三十九条第一項第八号に掲げる文書の提出があつた場合には、その売却に係る売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその売却に係る売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用する。

(超過売却となる場合の措置)

第七十三条 数個の不動産を売却した場合において、あるものの買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができることのあるときは、執行裁判所は、他の不動産についての売却許可決定を留保しなければならない。

2 前項の場合において、その買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがあるときは、執行裁判所は、他の不動産について、あらかじめ、債務者の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の規定により売却許可決定が留保された不動産の最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

4 売却許可決定のあつた不動産について代金が納付されたときは、執行裁判所は、前項の不動産に係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。(売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告)

第七十四条 売却の許可又は不許可の決定に対しても、その決定により自己の権利が害されるこ

とを主張するときに限り、執行抗告をすることができる。

2 売却許可決定に対する執行抗告は、第七十一号に掲げる事由があること又は売却許可決定の手続に重大な誤りがあることを理由としたとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条第一項各号に掲げる文書の提出があつた後に第三十九条第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分)

3 民事訴訟法第四百二十一条第一項各号に掲げる事由は、前二項の規定にかかるらず、売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告の理由とすることができる。

4 抗告裁判所は、必要があると認めるときは、抗告人の相手方を定めることができる。

5 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)

第七十五条 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができる見込みがある不動産が数個あるときは、執行裁判所は、売却の許可をすべき不動産について、あらかじめ、債務者の意見を聴かなければならぬ。

2 前項の場合において、その買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある不動産が数個あるときは、執行裁判所は、売却の許可をすべき不動産について、あらかじめ、債務者の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の規定により売却許可決定が留保された不動産の最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

4 売却許可決定のあつた不動産について代金が納付されたときは、執行裁判所は、前項の不動産に係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。(売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告)

てをした差押債権者を除く。)がある場合において、取下げにより第六十二条第二号に掲げる事項について変更が生じないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分)

3 民事訴訟法第四百二十一条第一項各号に掲げる事由は、前二項の規定にかかるらず、売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告の理由とすることができる。

4 抗告裁判所は、必要があると認めるときは、抗告人の相手方を定めることができる。

5 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)

第七十五条 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができる見込みがある不動産が数個あるときは、執行裁判所は、売却の許可をすべき不動産について、あらかじめ、債務者の意見を聴かなければならぬ。

2 前項の場合において、その買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある不動産が数個あるときは、執行裁判所は、売却の許可をすべき不動産について、あらかじめ、債務者の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の規定により売却許可決定が取消しの申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

4 前項に規定する申立てにより売却許可決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

(買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)

第七十六条 買受けの申出があつた後に強制競売の申立てを取り下げるには、最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意を得なければならない。

(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立)

てをした差押債権者を除く。)がある場合において、取下げにより第六十二条第二号に掲げる事項について変更が生じないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分)

3 民事訴訟法第四百二十一条第一項各号に掲げる事由は、前二項の規定にかかるらず、売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告の理由とすることができる。

4 抗告裁判所は、必要があると認めるときは、抗告人の相手方を定めることができる。

5 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(不動産の取得の時期)

第七十七条 不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないものが、不動産の価格を減少させ、若しくは引渡しを困難にする行為をし、又はこれららの行為をするおそれがあるときは、執行裁判所は、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、代金又はその額(買受けの申出の際に提供した保証が金額で定めているときは、その額を控除した残額)に相当する金額を納付させ、かつ、担保を立てさせ、又は立てさせないで、その行為をし、又はその行為をするおそれがある者に対し、これららの行為を禁止し、一定の行為を命じ、又は不動産に対する占有を解いて執行官に保管させるべきことを命ずることができる。

2 第五十五条第三項及び第五項から第七項までの規定は前項の規定による決定について、同条第四項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する第五十五条第三項の申立てについての裁判について準用する。

(代金の納付)

第七十八条 売却許可決定が確定したときは、買受人は、執行裁判所の定める期限までに代金を供した保証の返還を請求することができない。申出があるときは、執行裁判所は、その申出について売却の許可又は不許可の決定をしなければならない。

(法定地上権)

第八十一条 土地及びその上にある建物が債務者の所有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者を異にするに至つたときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合においては、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(代金納付による登記の権利)

第八十二条 買受人が代金を納付したときは、裁

判所書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消を嘱託しなければならない。

- 一 買受人の取得した権利の移転の登記
- 二 売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得若しくは仮処分に係る登記の抹消
- 三 差押え又は仮差押えの登記の抹消

前項の規定による嘱託をするには、嘱託書に売却許可決定の正本を添付しなければならない。

第一項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

(引渡命令)

第八十三条 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、不動産の占有者に対し、不動産を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができた。ただし、事件の記録上買受人に対抗することができる。権原により占有していると認められる者に対しては、この限りでない。

買受人は、代金を納付した日から六ヶ月を経過したときは、前項の申立てをすることができない。

執行裁判所は、債務者以外の占有者に對し第一項の規定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に對抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は既にその者を審尋しているときは、この限りでない。

第一項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

(売却代金の配当等の実施)

第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があった場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

債権者が一人である場合又は債権者が二人以上

上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、売却代金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合ににおいて、他に売却代金の配当又は弁済金の交付（以下「配当等」という。）を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

(配当表の作成)

第八十五条 執行裁判所は、配当期日において、配当表を作成する。

第二配当期日には、第八十七条第一項各号に掲げる債権者及び債務者を呼び出さなければならぬ。

第三 執行裁判所は、配当期日において、配当表を作成し、並びに即時に取り調べることができる書証の取調べをすることができる。

四 配当表には、売却代金の額のほか、各債権者について、債権の元本、利息その他附帯の債権執行費用の額並びに配当の順位及び額を記載しなければならない。

五 前項に規定する配当の順位及び額は、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合にはその合意により、その他の場合には民法、商法その他の法律の定めるところにより記載しなければならない。

(売却代金)

第八十六条 売却代金は、次に掲げるものとす

る。

一 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するもの。

二 第八十条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証。

第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。

第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換算について適用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。

一 差押債権者（配当要求の終期までに強制競売又は一般の先取特権の実行として競売の申請立てをした差押債権者に限る。）

二 配当要求の終期までに配当要求をした債権者

三 差押え（最初の強制競売の開始決定に係る差押えをいう。次号において同じ。）の登記前に登記された仮差押えの債権者

四 差押えの登記前に登記された先取特権（第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特権を除く。）質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者（その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。）

第五項第四号に掲げる債権者の権利が差押えの登記後に登記されたものである場合には、その債権者は、仮差押債権者が本案の訴訟において敗訴し、又は差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。

四十七条规定による手続を続行する旨

の裁判がある場合において、執行を停止された差押債権者がその停止に係る訴訟等において敗訴したときは、差押えの登記後続行の裁判に係る差押えの登記前に登記された第一項第四号に規定する権利を有する債権者は、配当等を受けることができる。

(期限付債権の配当等)

二 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

(配当異議の申出)

第八十九条 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出（以下「配当異議の申出」という。）をすることができる。

二 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。

(配当異議の訴え)

第九十条 配当異議の申出をした債権者及び債務者のある債務名義の正本を有しない債権者に対して配当異議の申出をした債務者は、配当異議の訴え提起しなければならない。

三 第一項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

四 第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰することができる事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。

2 前項の訴えは、執行裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰することができる事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。

4 第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たな配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならない。

5 執行力のある債務名義の正本を有する債権者に対し配当異議の申出をした債務者は、請求異表を

議の訴えを提起しなければならない。

配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日（知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日）から一週間以内に、執行裁判所に対して、第一項の訴えを提起したことの證明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの證明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

(配当等の額の供託)

第九十一条 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所書記官は、その配当等の額に相当する金額を供託しなければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。
二 仮差押債権者の債権であるとき。
三 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提示されているとき。

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権

(以下この項において「先取特権等」という。)の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されものであるとき。

五 その債権に係る先取特権等が仮登記されたものであるとき。

六 仮差押又は執行停止に係る差押の登記

後記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

七 配当異議の訴えが提起されたとき。
裁判所に出頭しなかつた債権者（知れていない抵当証券の所持人を含む。）に対する配当等の額に相当する金額を供託しなければならない。

(権利確定等に伴う配当等の実施)

第九十二条 前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、執行裁判所は、供託金について配当等を実施しなければならない。

2 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者は同項第七号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者

又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなかつた債権者のためにも配当表を変更しなければならない。

第三目 強制管理

(開始決定等)

第九十三条 執行裁判所は、強制管理の手続を開始するには、強制管理の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し収益の処分を禁止し、及び収益の給付義務を負う第

三者があるときは、その第三者に対し収益を管理者に給付すべき旨を命じなければならない。

前項の収益は、既に收取し、又は後に收取するに弁済期が到来すべき法定果実とする。

べき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後

に弁済期が到来すべき法定果実とする。

べき法定果実とする。

第一項に規定する第三者に対する同項の開始決定の効力は、開始決定がその第三者に送達された時に生ずる。

第一項の開始決定に対しても、執行抗告をすることができる。

(管理人の選任)

第九十四条 執行裁判所は、強制管理の開始決定とともに、管理人を選任しなければならない。

2 信託会社、銀行その他の法人は、管理人とな

ることができる。

(管理人の権限)

第九十五条 管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得なければならない。

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

4 管理人が一人に對してすれば足りる。

(強制管理のための不動産の占有等)

第九十六条 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができ

る。

2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。

3 第五十七条第三項の規定により、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。(建物使用の許可)

4 第九十七条 債務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者が他に居住すべき場所を得ることができないと

きは、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族（婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事实上の夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。）の居住に必要な限度において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。

5 第九十八条 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

6 第九十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金錢を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。

は収益を債務者に分与すべき旨を命ぜることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による決定について、同条第三項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する前条第二項の申立てについての決定について準用する。

(管理人の監督)

第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。

3 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害關係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

2 管理人は、利害關係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任する。

(管理人の報酬等)

第一百一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定による決定に対しても、執行抗告をすることができる。

(管理人の解任)

第一百二条 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害關係を有する者の申立てにより、又は職權で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

2 前項の規定による決定に対しても、執行抗告をすることができる。

(計算の報告義務)

第一百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

(強制管理の停止)

第一百四条 第三百九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様

で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金錢を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。

<p>2 前項の規定により供託された金額の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、強制管理の手続を取り消さなければならない。</p> <p>(配当要求)</p> <p>第三百五条 執行力のある債務主義の正本を有する債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。</p> <p>(配当要求を却下する裁判) 対しては、執行抗告をすることができる。</p> <p>(配当等に充てるべき金銭等)</p> <p>第六百六条 配当等に充てるべき金銭は、第九十九条第一項の規定による分与をした後の収益又はその換価代金から、不動産に対しても課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除したものとする。</p> <p>(管理人による配当等の実施)</p> <p>第六百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等に充てるべき金銭を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。</p> <p>(管理人による配当等の実施)</p> <p>第六百八条 債権者は、弁済金から、不動産に対しても課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除したものとする。</p> <p>(配当等に充てるべき金銭を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。</p>
<p>5 第三百三項の協議が調わないときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。</p> <p>(管理人による配当等の額の供託)</p> <p>第三百八条 配当等を受けるべき債権者の債権が、仮差押債権であるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の額の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。</p> <p>(執行裁判所による配当等の実施)</p> <p>第三百九条 執行裁判所は、第一百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第四百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。</p> <p>(弁済による強制管理の手続の取消し)</p> <p>第三百十条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。</p> <p>(強制競売の規定の準用)</p> <p>第三百十一条 第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四项本文及び第五項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は強制管理について、</p>
<p>3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調つたときは、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。</p> <p>4 配当等を受けるべき債権者は、第一項の期間の満了までに、強制管理の申立てをした差押債権者及び仮差押債権者並びに配当要求をした債権者とする。</p> <p>第二款 船舶に対する強制執行</p> <p>5 第三百三項の協議が調わないときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。</p> <p>(船舶執行の方法)</p> <p>第三百十二条 総トン数二十トン以上の船舶(端舟その他ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。以下この節において「船舶」という。)に対する強制執行(以下「船舶執行」という。)は、強制競売の方法により行う。</p> <p>(執行裁判所)</p> <p>第三百十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定時の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。</p> <p>(開始決定等)</p> <p>第三百十四条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に對し、船舶の国籍を証する文書その他船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならない。ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に對する命令を要しない。</p> <p>2 強制競売の開始決定においては、債権者のために船舶を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し船舶の出航を禁止しなければならない。</p> <p>3 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。</p> <p>(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡命令)</p> <p>第三百十五条 船舶執行の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶執行が著しく困難となるおそれがあるときは、その船舶の船籍の所在地(船舶のない船舶にあつては最高裁判所の指定する地)を管轄する地方裁判所は、申立てにより、債務者に對し、船舶国籍証書等を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。</p> <p>急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する地方裁判所も、この命令を発することがができる。</p>
<p>2 前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。</p> <p>3 第一項の申立てをするには、執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければならない。</p> <p>4 執行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けた日から五日以内に債権者が船舶執行の申立てを行ったことを証する文書を提出しないときは、その船舶国籍証書等を債務者に返還しなければならない。</p> <p>5 第五百五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定に対しても、即時抗告することができる。</p> <p>6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。</p> <p>7 第五百五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。</p> <p>(保管人の選任等)</p> <p>第三百十六条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、必要があると認めるときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任することができる。</p> <p>2 前項の保管人が船舶の保管のために要した費用(第四項において準用する第一百一条第一項の報酬を含む。)は、手続費用とする。</p> <p>3 第一項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。</p> <p>4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第一百三十三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。</p> <p>(保証の提供による強制競売の手続の取消し)</p> <p>第三百十七条 差押債権者の債権について、第三十一条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供の時(配当要求の終期後)については、その終期までに配当要求をした債権者の債権及び執行費用の総額に相当する保証を</p>

買受けの申出前に提供したときは、執行裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

2 前項に規定する文書の提出による執行停止がその効力を失つたときは、執行裁判所は、同項の規定により提供された保証について、同項の債権者のために配当等を実施しなければならない。この場合において、執行裁判所は、保証の提供として供託された有価証券を取り戻すことができる。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換算について準用する。

(航行許可)

第六十八条 執行裁判所は、商業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債権者並びに最高買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意があるときは、債務者の申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

2 前項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

(事件の移送)

第六十九条 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。

2 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

(船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し)

第百二十条 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

第二百二十一條 前款第二目(第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第二項、第六項及び第七項、第五十六条、第八十一条並びに第八十二条を除く。)の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十条及び第八十二条の規定は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について準用する。

第三款 動産に対する強制執行

(動産執行の開始等)

第六十一条 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

2 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

(債務者の占有する動産の差押え)

第六十三条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

2 執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を捜索することができます。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分をることができる。

3 執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差し押さえられた動産(以下「差押物」という。)

第百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債務者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

(債務者以外の者の占有する動産の差押え)

第六十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債務者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

2 差押えを受けた債務者に対しその差押えの場所について更に動産執行の申立てがあつた場合には、執行官は、まだ差し押さえていない動産があるときはこれを差し押さえ、差し押さえるべき動産がないときはその旨を明らかにして、その動産執行事件と先の動産執行事件とを併合しなければならない。仮差押えの執行を受けた債務者に対しその執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときは、同様とする。

3 前項前段の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の更に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。先の差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、後の事件の

第百二十六条 差押えの効力は、差押物から生ずる天然の産出物に及ぶ。

(差押物の引渡命令)

第六十五条 執行官は、差押物又は仮差押えの執行をした動産を更に差し押さえることができる。

(二重差押えの禁止及び事件の併合)

第六十六条 執行官は、差押物から生ずる天然の産出物に及ぶ。

2 差押えを受けた債務者に対しその差押えの場所について更に動産執行の申立てがあつた場合には、執行官は、まだ差し押さえていない動産があるときはこれを差し押さえ、差し押さえるべき動産がないときはその旨を明らかにして、その動産執行事件と先の動産執行事件とを併合しなければならない。仮差押えの執行を受けた債務者に対しその執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときは、同様とする。

3 第一項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

4 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(超過差押えの禁止等)

第六十七条 差押えの後は、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

(剩余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止等)

第六十八条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

(剩余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁

手続き費用を弁済して剩余を生ずる見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。

差押物の売得金で差押債権者の債権に優先する債権及び手続き費用を弁済して剩余を生ずる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

(売却の見込みがない差押物の差押えの取消し)

第一百三十条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

(差押禁止動産)

第一百三十一条 次に掲げる動産は、差し押されてはならない。

- 一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具、燃料
- 二 債務者等の生活に必要な二月間の食料及び燃料
- 三 標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を継続するために欠くことができない種子その他これに類する農産物

五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えび及び稚魚その他これに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は營業に從事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九 債務者に必要な文書、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防除又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

第一百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

2 事情の変更があるときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じることができる。

3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで強制執行の停止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができる。

(先取特権等の配当要求)

第一百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求を

することができる。

(売却の方法)

第一百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。

(売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)

第一百三十五条 第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。

(手形等の提示義務)

第一百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)を要するもの(以下「手形等」という。)を差し押さえた場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。

(執行停止中の売却)

第一百三十七条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

(執行官の供託)

第一百四十一条 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金額を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

一 停止条件付又は不確定定期限付であるとき。

二 板差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

(執行官による配当等の実施)

第一百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金額若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁

済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3 前項の協議が調わないときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

2 第八十四条 第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について適用する。

第四款 債権及びその他の財産権に対

(強制執行の開始)

(債権執行の開始)

第一百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。）に対する強制執行（以下「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

第一百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

3 差押さえに係る債権について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(差押命令)

第一百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を

禁止し、及び第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達されなければならない。

4 差押命令は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。

5 差押命令の申立てについての裁判に対してもは、執行抗告ができる。

(差押えの範囲)

第一百四十六条 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる。

2 差し押さえた債権の価額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。

(第三債務者の陳述の催告)

第一百四十七条 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。

第一百四十八条 差押債権者は、前項の規定による催告に対し、故意又は過失により、陳述をしなかつたとき、又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(債権証書の引渡し)

第一百四十九条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第一百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方

は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられて、その債権の一部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられたときのその差押えの効力も、同様とする。

(先取特権等によって担保される債権の差押えの登記等の嘱託)

第一百五十条 登記又は登録（以下「登記等」という。）のされた先取特権、質権又は抵当権によつて担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

2 情況の変更があったときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 前二項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に對し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(配当要求)

第一百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記載した文書は、第三債務者に送達しなければならない。

3 配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(差押債権者の金銭債権の取立て)

第一百五十五条 金銭の支払を目的とする債権（以下「金銭債権」という。）を差し押さえた債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

2 差押債権者が第三債務者から支払を受けたと

ときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。

3 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならぬ。

(第三債務者の供託)

第百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金額は、供託しなければ託所に供託することができる。

2 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられない部分を超えて発せられた差押命令又は仮差押命令の送達を受けたときはその債権の全額に相当する金額を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

3 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。
(取立訴訟)
第一百五十七条 差押債権者が第三債務者に対し差し押された債権に係る給付を求める訴え(以下「取立訴訟」という。)を提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押されたものに対し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。

2 前項の裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

3 取立訴訟の判決の効力は、第一項の規定により参加すべきことを命じられた差押債権者で参加しなかつたものにも及ぶ。前条第二項の規定による供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判

決の主文に掲げなければならない。

5 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金額は、供託しなければならない。

(債権者の損害賠償)

第百五十八条 差押債権者は、債務者に対し、差し押さえた債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(転付命令)

第百五十九条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令(以下「譲渡命令」という。)を立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執

行官に命ずる命令(以下「売却命令」という。)又は代理人を選任してその債権の管理を命ずる命令(以下「管理命令」という。)その他相当な方法による換価を命ずる命令を発することができ

る。

2 執行裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。

3 第一項の申立てについての決定に対しては、所が知れないときは、この限りでない。

4 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

5 転付命令は、確定しなければその効力を生じない。

6 転付命令が発せられた後に第三十九条第一項

第七号又は第八号に掲げる文書を提出したことの理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しない。

5 転付命令は、確定しなければその効力を生じない。

6 転付命令が発せられた後は、第三債務者に対する執行抗告をすることはできない。

7 第七号又は第八号に掲げる文書を提出したことの理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しない。

8 第七号又は第八号に掲げる文書を提出したことの理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しない。

9 第七号又は第八号に掲げる文書を提出したことの理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しない。

10 第七号又は第八号に掲げる文書を提出したことの理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しない。

11 第七号又は第八号に掲げる文書を提出したことの理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しない。

(譲渡命令等)

第百六十二条 船舶の引渡請求権を差し押された債権者は、債務者に対して差押債権者が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に對し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができる。

は、「第百六十一条において準用する第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(船舶の引渡請求権の執行)

第百六十三条 船舶の引渡請求権を差し押された債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に對し、船舶の強制執行は、船舶執行の方法により行う。

3 第一項に規定する保管人が船舶の引渡しを受けた場合において、その保管人が船舶につけて強制競売の開始決定がされたときは、その保管人は、第一百六十二条第一項の規定により選任された保管人に対する執行官に命ずる命令(以下「売却命令」という。)又は代理人を選任してその債権の管理を命ずる命令(以下「管理命令」という。)その他の相当な方法による換価を命ずる命令を発することができる。

4 第一項の規定により選任された保管人が請求するところがわかる。

5 第一項に規定する債権者は、債務者に代わり、第三債務者に對し、差押債権者の申立てを受けて、差押債権者に申請されたときは、第三債務者は、第一百六十二条第一項の規定により選任された保管人に対する執行官に

その動産を引き渡すべきことを請求することができる。

6 第一百五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第一百五十九条第六項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第一百五十九条第九十八条から第一百四条まで並びに第一百六条から二項の規定は管理命令について、第八十四条第三項及び第四项、第八十八条、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第二百六十二条、差押命令及び転付命令が確定した場合においては、差押債権者の債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。

に、転付命令若しくは譲渡命令の正本又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の原本を添付しなければならない。

第一項の規定による嘱託による登録免許税その他の費用は、同項に規定する差押債権者又は買受人の負担とする。

4 第百五十条の規定により登記等がされた場合において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その登記等の抹消を嘱託しなければならない。債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときは、同様とする。

5 前項の規定による嘱託による登録免許税その他の費用は、同項後段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第六十五条 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

一 第三債務者が第一百五十六条第一項又は第二項の規定による供託をした時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時

三 売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時

(配当等の実施)

四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

第五十六条 執行裁判所は、第一百六十一条第六項において準用する第一百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 第百五十六条第一項若しくは第二項又は第一百五十七条第五項の規定による供託がされた場合

二 売却命令による売却がされた場合

三 第百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

2 第八十四条、第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

(その他の財産権に対する強制執行)

第四百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)に対する強制執行については、特別の定めがあるもののが、債権執行の例による。

2 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものは、強制執行の管轄については、その登記等の地にあるものとする。

3 その他の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差押命令が債務者に送達された時に生ずる。

4 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて差押えの登記等が差押命令の送達前にされた場合には、差押えの効力は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただし、その他の財産権で権利の処分の制限について登記等をしなければその効力が生じないものに対する差押えの効力は、差押えの登記等が差押命令の送達後にされた場合においても、差押えの登記等がされた時に生ずる。

5 第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は、権利の移転について登記等を要するその他財産権の強制執行に関する登記等について準用する。

(第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行)

第六百六十九条 前条第一項に規定する動産以外の動産(有価証券を含む。)の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債権者に引き渡す方法により行う。

2 第百二十二条第二項、第一百二十三条第二項及び前条第四項から第七項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

(目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行)

第六百七十条 第三者が強制執行の目的物を占有している場合においてその物を債務者に引き渡す

2 占有を取得させる方法により行う。

2 前項の強制執行は、債務者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、することができる。

3 執行官は、第一項の強制執行においては、債務者の占有する不動産又は船舶等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

4 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならない。この場合において、その動産をこれらの方に引き渡すことができないときは、執行官は、これを保管しなければならない。

5 前項の規定による保管の費用は、執行費用とする。

6 第四項に規定する者に同項の動産を引き渡すことなどができないときは、執行官は、動産執行の売却の手続によりこれを売却することができない。

7 前項の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。

(動産の引渡しの強制執行)

第六百六十九条 前条第一項に規定する動産以外の動産(有価証券を含む。)の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債権者に引き渡す方法により行う。

2 第百二十二条第二項、第一百二十三条第二項及び前条第四項から第七項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

2 第百四十四条、第一百四十五条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百五十五条第一項及び第二項並びに第一百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

(作成又は不作為の強制執行)

第二百七十七条 民法第四百四十四条第二項本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。

2 前項の執行裁判所は、第三十三条第二項第一号又は第二号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。

3 執行裁判所は、第一項の決定をする場合に債務者を審尋しなければならない。

4 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債務者に支払うべき旨を命ずることができる。

5 第一項の強制執行の申立て又は前項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

6 第六条第二項の規定は、第一項の決定を執行する場合について準用する。

5 第百七十二条 作成又は不作為を目的とする債務の強制執行ができないものについての強制執行は、前条第一項の強制執行ができないものについての強制執行は、執行裁判所が、債務者に対しての強制執行は、執行裁判所が、債務者に対し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債務者に支払うべき旨を命ずる方法により行う。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、

条の規定により仮差押命令に記載された金額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による決定について適用しない。

(仮処分の執行)

第百八十条 仮処分の執行については、この条に定めるものほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

2 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなし。

3 第四十六条 第四十八条第一項、第五十三条、第五十四条並びに第百七十五条第二項及び第三項の規定は、不動産又は登記等をすることができる船舶若しくはその他の財産権の処分を禁止する仮処分の執行について準用する。

4 第百七十四条第一項から第三項までの規定は、仮処分の執行について準用する。

(不動産競売の要件等)

第百八十二条 第四十三条第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下「不動産」という。)を目的とする担保権の実行としての競売(以下この章において「不動産競売」という。)は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事裁判法(昭和二十二年法律第百五十二号)第十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの贈本

二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の贈本

三 担保権の登記(仮登記を除く。)のされている登記簿の贈本

四 一般の先取特権につては、その存在を証する文書

2 抵当証券の所持人が不動産競売の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

3 担保権について承継があつた後不動産競売の申立てをする場合には、相続その他的一般承継にあつてはその承継を証する文書を、その他の承継にあつてはその承継を証する裁判の贈本その他の公文書を提出しなければならない。

4 不動産競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不動産競売の申立てにおいて提出された前三項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。

(開始決定に対する執行異議)

第百八十二条 不動産競売の開始決定に対する執行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者(不動産とみなされるものにあつては、その権利者)は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることができる。

(不動産競売の手続の停止)

第百八十三条 不動産競売の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の贈本

二 第百八十二条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の贈本

3 増価競売の請求に基づく不動産競売における保証の提供

第百八十六条 前条第一項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、申立人(申立人が数人あるときは、最初の申立人)に対し、期間を定めて、第三取得者が提供した金額にその十分の一の額を加えた額に相当する保証の提供を命じなければならない。ただし、申立人が不動産を取得する資格を有しないときは、第三取得者の提供した金額の十分の一の額に相当する保証の提供を命ずるものとする。

2 前項の保証の提供がないときは、執行裁判所は、不動産競売の申立てを却下しなければならない。

3 次条後段の場合において、他に増価競売の請

2 前項第一号から第四号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

3 第十二条の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

(代金の納付による不動産取得の効果)

第百八十四条 代金の納付による買受人の不動産の取得は、担保権の不存在又は消滅により妨げられない。

(増価競売の請求に基づく不動産競売の申立て)

第百八十五条 民法第三百八十四条第二項に規定する増価競売の請求に基づく不動産競売の申立てでは、第三取得者が増価競売の請求を発した日から一週間以内にしなければならない。

2 債権者が、前項の申立てをした日から二週間に内に増価競売の請求をしたことを証明しないときは、その申立ては、取り下げたものとみなす。

(増価競売の請求に基づく不動産競売における保証の提供)

第百八十六条 前条第一項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、申立人(申立人が数人あるときは、最初の申立人)に対し、期間を定めて、第三取得者が提供した金額にその十分の一の額を加えた額に相当する保証の提供を命じなければならない。ただし、申立人が不動産を取得する資格を有しないときは、第三取得者の提供した金額の十分の一の額に相当する保証の提供を命ずるものとする。

2 前項の保証の提供がないときは、執行裁判所は、不動産競売の申立てを却下しなければならない。

3 次条後段の場合において、他に増価競売の請

2 前項第一号から第六十三条第四項の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の供給について、第七十九条第三項の規定は第一項の保証が金銭の納付以外の方法で提供されいる場合について準用する。

4 第六十三条第六項の規定は第六項の規定によ

第四条、第五条第一項、第六条第一項、第二項及第四項、第七条、第八条並三第九条第一項及第三項に改める。

(公有水面埋立法の一部改正)

第十二条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改定する。

第二十七条第一項第二号中「競売法ニ依ル競売」を「担保権ノ実行トシテノ競売(其ノ例ニ依ル競売ヲ含ム)」に改める。

(信託法の一部改正)

第十三条 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改定する。

第十六条 第一项中「強制執行」の下に「仮差押若押若ハ仮処分」を加え、同条第二項中「強制執行」の下に「仮差押、仮処分」を加え、「民事訴訟法五百四十九条」を「民事執行法昭和四十年法律第号)第三十八条に改める。

第五十三条中「強制執行」の下に「仮差押若押若ハ仮処分」を加え、同条第二項中「強制執行」を加える。

(信託法の一部改正)

第十四条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改定する。

第六条第三項にだしそ中「民事訴訟法第五百七十一条第一項第四号第七号」を「民事執行法(昭和五十四年法律第号)」に改め、「同条第四項ノ規定ニ依リ差押ノ承諾アリタルモノ及」を「同法第五百三十二条第一項第二項中「基キテ」を「因リテ」と改め、同項後段を削る。

第三百二十八条第一項中「基キテ」を「因リテ」に改め、同条第一項を削る。

(漁業財團抵当法の一部改正)

第十五条 漁業財團抵当法(大正十四年法律第九号)の一部を次のように改定する。

第四条第五項中「競落ヲ許ス決定ガ確定シタルトキ」を「買受人ガ代金ヲ納付シタルトキ」に改める。

(金融機関経理応急措置法の一部改正)

第十六条 金融機関経理応急措置法(昭和二十一年法律第六号)の一部を次のように改定する。

第十八条 第一项中「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に改める。

(会社経理応急措置法の一部改正)

第十七条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改定する。

第十五条第三項中「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に改める。

(金融機関再建整備法の一部改正)

第十八条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改定する。

第二十五条の七第一項中「払込を」を「払込みを」に、「競売法の規定に従ひ」を「換価のため」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第二十五条の二十二第一項中「あらたに」を「新たに」に、「競売法の規定による」を「換価のため」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第二十五条中「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に、「失ふ」を「失う」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十二条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改定する。

第十四条第一項中「民事訴訟法五百四十九条」を「民事執行法(昭和五十四年法律第号)」に改め、「同条第四項ノ規定ニ依リ差押ノ承諾アリタルモノ及」を「同法第五百三十二条第一項第二項中「基キテ」を「因リテ」と改め、「同条第四項ノ規定ニ依リ差押ガ許サレタルモノ並」に改める。

第二百一十七条第二項中「基キテ」を「因リテ」と改め、同項後段を削る。

第三百二十八条第一項中「基キテ」を「因リテ」に改め、同条第一項を削る。

(漁業法の一部改正)

第十二条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十号)の一部を次のように改定する。

第十四条第四項中「売得金」を「売却代金」に改める。

(特別和議法の一部改正)

第十二条 特別和議法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

第四条第一項中「申立」を「申立て」に、「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競売法による競売」を「担保権の実行としての競売(以下単に「競売」という。)」を、「又、「」を「また、「」に、「競売法による競売手続」を「競売法による競売」に、「以て」を「もつて」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十二条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改定する。

第四条第五項中「競落を許す決定が確定したとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、「取消し」を「取消し」に改める。

(旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)

第二十条 特別和議法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改定する。

第四条第一項中「申立」を「申立て」に、「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競売法による競売」を「競売」と「競売手続」に改め、同条第二項中「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競売法による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手續」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十三条 第二項中「競売法による競売」を「競売」と「競売手續」に改め、同条第二項中「競売法による競売」を「競売の手續」に、「以て」を「もつて」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十四条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改定する。

第十二条第一項中「仮差押」を「仮差押ニ」に、「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競売法による競売」を「競売」と「競売手續」に改め、「申立て」を「より」に、「民事訴訟法第六編」を「民事執行法(昭和五十四年法律第号)」その他強制執行の手続に関する法令」に改め、「競売の手續」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第十三条中「申立て」を「より」に、「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競売法による競売手續」を「競売」と「競売手續」に、「失ふ」を「失う」に改める。

(刑罰法の一部改正)

第十四条第一項中「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競賣法による競賣手續」を「競賣」と「競賣手續」に、「失ふ」を「失う」に改める。

(民法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改定する。

第十六条 地方税法(昭和二十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改定する。

第十七条 第四第二項第一号を次のように改め。

第二十五条 地方税法(昭和二十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改定する。

第二十六条 地方税法(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改定する。

第一項中「民事訴訟法(昭和五十四年法律第号)」の規定による差押命令が発せられたとき、その差押命令の送達を受けた日の翌日から一週間を経過した日までの期間。

(鉛業法の一部改正)

第二十六条 鉛業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改定する。

第五百六条中「民事訴訟法に関する法令の規定に準じて」を「民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い」に改める。

(旧軍関係債権の処理に関する法律の一部改正)

第二十二条 旧軍関係債権の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次に改め、同条第二項を削る。

第三十条第一項中「仮差押」を「仮差押ニ」に、「競賣法による競賣手續」を「担保権の実行」とし、
したとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、

改める。

第三十一条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条第一項中「差押」を「差押え」とし、「有体動産」を「動産」に改め、同条第二項中「差押」を「差押え」とし、「有体動産」を「動産」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第三十二条中「差押」を「差押え」とし、「有体動産」を「動産」に改める。

第三十三条の見出し中「差押」を「差押え」とし、「有体動産」を「動産」に改め、同条中「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」に改める。

第三十四条の見出し中「差押」を「差押え」とし、「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」とし、「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」に改める。

第三十五条中「有体動産」を「動産」に改め、「差押」を「差押え」に改める。

第三十六条中「有体動産」を「動産」に改め、「差押」を「差押え」に改める。

第三十七条の見出しを「民事訴訟法及び民事執行法の適用」に改め、同条第二項を次のように改める。

第三十八条から第六十一条まで、第十四条から第十八条まで、第十八条、第三十八条、第四十二条及び第一百八十三条の規定は、実行手続に関する規定である。第十九条に次の二項を加える。

2 実行の申立てについての裁判に対する抗告は、執行人抗告をすることができる。

(二) 実行手續の禁止

第二十九条 裁判所は、実行手續の開始の決定をしたときは、更に実行手續の開始の決定をすることができない。

第三十九条中「競売手続開始の決定」を「強制競売の開始決定」に改める。

第三十条中「競売手続開始の決定」を「強制競売の開始決定」に、「差押」を「差押え」とし、「競売手續開始の決定」を「強制競売の開始決定」に改める。

第三十一条前条の不動産について、強制競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときに改める。

(強制競売の申立ての取下げ等の通知)

第三十二条前条の不動産について、強制競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員等に通知しなければならない。

第三十三条前条並びに第三十一条に「差押」を「差押え」と改める。

第三十六条の見出しが「(競売の開始決定後の滞納処分)」に改め、同条中「競売法による競売手続開始の決定」を「競売の開始決定」に改める。

(企業担保法の一部改正)
第四十条 企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しが「(民事訴訟法及び民事執行法の適用)」に改め、同条第二項を次のように改める。

第五十条を次のように改める。

(民事執行法の準用)

第五十条 民事執行法第五十九条、第六十条第二項、第六十三条、第六十五条から第七十一

条まで、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条並び

に第八十条の規定は、換価に準用する。

この場合において、同法第六十条第二項中

「執行裁判所」とあるのは「管財人」と、同法第六十五条及び第六十七条中「執行官」とあるのは「管財人」と、同法第七十六条第一項中「差

押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)とあるのは「実行の申立てをした債権者」と読み替えるものとする。

第五十二条の次に次の二項を加える。

(配当要求)
第五十二条の二 債権者は、一括競売により換

価する場合には競落期日の終わりに至るま

で、任意売却により換価する場合には裁

判所が定めて公告した日までに、裁判所に配

当要求をすることができる。

第五十五条を次のように改める。

(民事執行法の準用)
第五十五条 民事執行法第八十四条、第八十五

条、第八十六条第一項及び第三項並びに第八

十八条から第九十二条までの規定は、配當に

関し準用する。

(電話加入権に関する臨時特例法の一部改正)
第四十一条 電話加入権に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十九号)の一部を次

のように改正する。

第三十六条第三項第一号中「強制執行」の下に「若

しくは担保権の実行(その例による競売を含

む。)を加え、「差押又は仮差押」を「差押又は

仮差押」に改める。

第三十二条第一項中「申立て」を「申立て」に改め、

第五条中「事務についてした」を「事務につ

いて」を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第四十二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第三号中「強制管理人」を削る。

第五十五条第三号中「執行官又は強制管理人」を「又は執行官」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第四十三条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「訴」を「訴え」に、「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による」を「民事執行法(昭和五十四年法律第号)第二十二条第五号に掲げる」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第四十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第一号を次のように改める。

(国税通則法の一部改正)

第五十九条第一項中「訴」を「訴え」に、「民事

訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五

十九条第三号の規定による」を「民事執行法(昭

和五十四年法律第号)第二十二条第五号に掲げる」に改める。

第六十条第一項中「訴」を「訴え」に、「民事

訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五

十九条第三号の規定による」を「民事執行法(昭

和五十四年法律第号)第二十二条第五号に掲げる」に改める。

(電話加入権に関する臨時特例法の一部改正)
第四十五条 執行官法(昭和四十一年法律第百十

一号)の一部を次のように改正する。

第一项第一号中「競売法(明治三十一年法律第十五号)」を「民事執行法(昭和五十四年法律第号)」に改め、同条第二号中「民事訴訟法の規定による強制執行、競売法の規定による競

売」を「民事執行法の規定による民事執行」に改め、

第五条中「事務についてした」を「事務につくこと」に改める。

十三 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付与又は民事執行法(昭和五十四年法律第号)第二十九条の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用

第一条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「板差押えの執行」を、「担保権の実行」の下に「(その例による競売を含む。)」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 差押債権者が民事執行法第五十六条第十一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の許可を得て支払つた地代又は借賃

十八 第二十八条の二第一項の費用 同条第二項の規定により算定した額

第二条第十四号中「前号の正本の付与又は贈本若しくは執行文の交付を受ける」を「第十三号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てる」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四 公証人法(明治四十一年法律第五十三条) 公証人に支払うべき手数料及び郵便料の額

号) 第五十七条ノ二の規定により公証人がする書類の送達のために要する費用

第十五条第一項中「民事訴訟法の規定による」を「民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い」に改める。

第二十条第一項中「若しくは管理人」を「管理人若しくは評価人」に、「競売」を「換価」に改める。

第三章中第二十八条の次に次の二条を加える。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第百五十六条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、供託するために要する旅費、日当及び宿泊料(供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出並びに供託の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用)、供託に要する書類の書記料(その書類が官庁その他の公の団体の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができます。

2 前項の費用の額は、第二条第四号から第八号までの例により算定する。

3 第一項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

4 第一項の費用は、供託金から支給する。

別表第一の一の上欄イ中「強制競売」の下に「又は担保権の実行としての競売」を加え、「申請、競売法(明治三十一年法律第十五号)の規定による不動産の競売の」を削り、「又は競売の申立ての下に「(ロに掲げる申立て及び民事執行法第百五十三条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による差押命令の申立てを除く。)」を加え、同欄中ロを次のように改める。

裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額及び第七号の例により算定した費用の額

二 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て

別表第一の一七の項の上欄イ中「執行文の付与に対する異議の申立て、執行裁判所がする強制執行の方法に関する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第六百八十七条第二項の規定による管理命令若しくは同条第三項の規定による引渡命令の申立て、同法第七百十九条の規定による船舶の航行の許可を求める申立て」を削り、同欄ホ中「イ」の下に「又はロ」を加え、同欄中ホをハとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

口 民事執行法第百七十二条第一項の強制執行の申立て 別表第一の一の一の項の上欄中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て

別表第一の一七の項の上欄イ中「執行文の付与に対する異議の申立て、執行裁判所がする強制執行の方法に関する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第六百八十七条第二項の規定による管理命令若しくは同条第三項の規定による引渡命令の申立て、同法第七百十九条の規定による船舶の航行の許可を求める申立て」を削り、同欄中ホをハとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに關する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項若しくは第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第三項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高値買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船籍国証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第一百八十二条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第一百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て又は同法第一百七十二条第二項の規定による申立て

別表第一の一八の項の上欄I中「ニ若しくはホ」を「ホ若しくはヘ」に改める。

別表第二の四の項の上欄中「執行力のある正本」を「執行文」に改める。

第五十条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正

第四十九条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四条)の一部を次のように改訂する。

第二十三条第一項中「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続」を「担保権の実行としての競売の手続」に改める。

第五十条 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五条)の一部を次のように改訂する。

第二十二条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する確定判決についての執行決定に関しては、民事執行法(昭和五十四年法律第五十条)の一部を次のように改訂する。

第三十五条第二項中「請求に關し異議を主張

（昭和三十三年法律第百六号）第二十二条第一項第五号の期間内に届け出るべき旨を催告しとあるのは、「油濁損害賠償保障法第十二条第一項各号の一に該当するとき」とする。

（仮登記担保契約に関する法律の一部改正）

第五十一条 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の二項を加える。

2 民事執行法（昭和五十四年法律第二号）

第五十九条第二項及び第三項の規定は前項の規定により消滅する担保仮登記に係る権利を有する者に対抗することができない土地等に係る権利の取得及び仮処分の執行について、同条第五項の規定は利害関係を有する者のした前項の規定又はこの項において準用する同条第二項の規定と異なる合意の届出について準用する。

第十七条 所有权の移転に関する仮登記がされている土地等に対する強制競売又は担保権の実行としての競売において配当要求の終期が定められたときは、裁判所書記官は、仮登記の権利者に対し、その仮登記が、担保仮登記であるときはその旨並びに債権（利息その他）の附帯の債権を含む。の存否、原因及び額を、担保仮登記でないときはその旨を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。

2 差押えの登記前にされた担保仮登記に係る権利で売却により消滅するものを有する債権者は、前項の規定による債権の届出をしたとき限り、売却代金の配当又は弁済金の交付を受けることができる。

3 所有権の移転に関する仮登記がされている土地等につき企業担保権の実行の開始の決定があつたときは、管財人は、仮登記の権利者に対し、第一項に規定する事項を企業担保法

（昭和三十三年法律第百六号）第二十二条第一項第五号に掲げる条件を具備しないときは

とあるのは、「油濁損害賠償保障法第十二条第一項各号の一に該当するとき」とする。

（仮登記担保契約に関する法律の一部改正）

第五十一条 仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の二項を加える。

2 民事執行法（昭和五十四年法律第二号）

第五十九条第二項及び第三項の規定は前項の規定により消滅する担保仮登記に係る権利を有する者に対抗することができない土地等に係る権利の取得及び仮処分の執行について、同条第五項の規定は利害関係を有する者のした前項の規定又はこの項において準用する同条第二項の規定と異なる合意の届出について準用する。

第十七条 所有权の移転に関する仮登記がされている土地等に対する強制競売又は担保権の実行としての競売において配当要求の終期が定められたときは、裁判所書記官は、仮登記の権利者に対し、その仮登記が、担保仮登記であるときはその旨並びに債権（利息その他）の附帯の債権を含む。の存否、原因及び額を、担保仮登記でないときはその旨を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。

2 差押えの登記前にされた担保仮登記に係る権利で売却により消滅するものを有する債権者は、前項の規定による債権の届出をしたとき限り、売却代金の配当又は弁済金の交付を受けることができる。

3 所有権の移転に関する仮登記がされている土地等につき企業担保権の実行の開始の決定があつたときは、管財人は、仮登記の権利者に対し、第一項に規定する事項を企業担保法

一 自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十一号）第七十条第四項

二 航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）第二十条第四項

4 民事執行法第五十条の規定は第一項又は前項の規定による催告を受けた仮登記の権利者について、同法第八十七条第二項の規定は第二項の債権者のための担保仮登記が仮差押えの登記後にされたものである場合について、同条第三項の規定は第二項の債権者のための担保仮登記が執行停止に係る差押えの登記後にされたものである場合について準用する。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八号））

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八号））

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八号））

三 近畿圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二十五条第一条第二号

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八号））

費用については、なお従前の例による。

○峯山昭範君 「峯山昭範君登壇、拍手」

（峯山昭範君登壇、拍手）

なければならぬ。

なましまして、法務委員会における審査の経過と

結果を御報告いたします。

まず、民事執行法案は、強制執行法と競売法と統合した民事執行法に関する手続の基本法を制定し、債務者その他の利害関係人の利害を調整しつつ、執行手続の改善及び執行の適正迅速化を図るうとするものであつて、その要旨は次のとおりであります。

第一は、執行抗告等の不服申し立ての方法を整理するなど執行手続の迅速化を図ること。

第二は、配当要求制度の改善、執行官による不動産の現況調査権限の強化、物件明細書の作成閲覧など債権者の権利行使の実効性を確保するとともに、売却手続の改善を図ることであります。

第三は、不動産買い受け人の所有権取得の時期制度など、買い受け人の地位の安定強化を図ることであります。

第四は、差し押さえ禁止の範囲の合理化など債務者の保護規定を整備することであります。

また、本法の施行期日を昭和五十五年十月一日としております。

なお、本法案は、第八十四回国会に提案され、審査が重ねられましたが、議了するに至らず、本院において継続審査となつたものであります。

次に、民事執行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、民事執行法の施行に伴い、六十一年の関連する諸法律について、字句の整理等の改正を要するものを一括して行おうとするものであります。今国会提出によるものであります。

委員会におきましては、労働組合活動と民事執行法との関係、執行官等の職務及び待遇の改善、

この法律の施行後申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十一条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四条に掲げる

わたくの質疑が重ねられたほか、競売場の視察、参考人の意見聴取など、慎重に審査を行いましたが、それらの詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、民事執行法案に対し、自由

民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党及び新自由クラブ各会派共同に係る修正案が寺田委員より提出されました。その内容は、不動産強制競売における売却のための保全処分、買い受け人等のための保全処分及び引き渡し命令の相手方をそれぞれ債務者とすることなどであります。

兩案及び修正案について討論に入りましたところ、寺田委員、宮崎委員及び橋本委員より、それ

ぞ賛成の意見が表明されました。

次いで、順次採決の結果、まず、民事執行法案について、修正案及び修正部分を除く原案はいづれも全会一致をもつて可決され、よつて本案は修正議決すべきものと決し、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

まず、民事執行法案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でござります。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立] 次に、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の採決をい

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決されました。

たします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

たします。

○副議長(加瀬完君) 日程第八 関税暫定措置法の一部を改正する法律案

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

日程第九 航空機燃料税法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大藏委員長坂

野重信君。

審査報告書

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年三月一日

参議院議長 安井 謙殿 大藏委員長 坂野 重信

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に顧み、フルフラー等の関税率を引き下げるとともに、関税の減免還付制度の改正等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
十四年度十億円である。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年二月十五日

参議院議長 安井 謙殿

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」、「次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に掲げる割合」を「一キロリットルにつき五百三十円ガス」という。又は同表第二十七・一四号の一に掲げる石油アスファルト(以下「石油アスファルト」という。)を「又は同表第一二七・一一号に掲げる石油ガス(以下「石油ガス」という。)」に、「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「石油ガス又は石油アスファルト」を「又は石油ガス」に改め、同表第五項中「石油ガス又は石油アスファルト」を「又は石油ガス」に改める。

第七条の二第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第七条の三の見出し中「石油化学製品製造用原油の減税及び」を削り、同表第一項及び第二項を削る。同表第三項中「石油アスファルト、関税定率法別表第二十七・一四号の一に掲げる石油アスファルト、同表第一項及び第十条第一項及び第十条の二中「第七条の三第一項」を削る。

第八条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第九条第一項、第十条第一項及び第十条の二中「第七条の三第一項」を削る。

第十一条第一項中「第七条の三第三項」を「第七条の三第一項」に改める。

第十二条第一項中「第七条の三第三項」を「第七条の三第一項」に改める。

別表第一第一〇七・〇一号中「五一円」を「六七円」に、「こえ」を「超え」に、「五六円」〇錢を「七三円七〇錢」に、「こえ」を「超える」に改める。

一、除虫菊のうち 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のものを

無税

削る。

別表第一第一二・〇七号中 别表第一第一二・〇九号を次のように改める。

一七・〇九 石油及び歴青油(原油に限る。)

一キロリットルにつき 六四〇円

別表第一第一九・三五号中「六・二五%」を「無税」に改める。

(1) ハムケーシングその他これに類する物品(管状のものに限る。)

(i) 平らにした幅が九〇ミリメートル以上のもの

(ii) その他のもの

(1) ハムケーシングその他これに類する物品(管状のものに限る。)	無税
(1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品(管状のものに限る。)	無税
(i) 平らにした幅が九〇ミリメートル以上のもの	六・二五%

に改める。

(1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケーシングその他これに類する物品(管状のものに限る。)	無税
(i) その他もの	五%
(ii) その他もの	無税

五%	無税
五%	無税

別表第一第一八四・六二号の次に次の一号を加える。
八四・六三 伝動軸、クラシック、ベアリングハウジング、ブレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機(摩擦車及びギヤボックスその他)の変速機を含む。)、はずみ車、ブーリー、ブーリープロック、クラッヂ並びに軸締手

二 その他のもののうち

船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転する)ができるもの

に限る。及びその部分品

機械類(電気機器を含む。)の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該当するものを除く。)のうち	八四・六五
船舶用のプロペラ(羽根の長さがその幅の最大寸法の五倍を超えるものに限る。)及びこれに附属する可変ビッチ装置並びにこれらの部分品	

別表第一第一八四・〇八号を次のように改める。
八四・〇八 その他の原動機

(1) 原動機用のもの	九・五%
(2) その他のもののうち	八%
(i) ガスター・ビン(船舶用のものを除く。)	

別表第一第一七六・〇一号中「五・五%」を「四・五%」に改める。
別表第一第一八四・〇八号を次のように改める。

船舶用のハイドロ・エント・エンジン(一分間につき八〇トン以上吐出することができるものに限る。)	九・五%
船舶用のガスター・ビン又はハイドロ・エント・エンジンの部分品以外のもの	六%

別表第一第一二一・〇七号中
一二 その他のもののうち
キニーベ根、大麻草、けしがら及びおたねんじん以外のもの

九・五%	無税
六%	無税

に改める。

無税

を

別表第二第一〇・〇六号中

カシューナット(バルブ状にしたもの)を除く)

一五%

カシューナット(バルブ状にしたもの)を除く)
くり(砂糖をえたもののうち、かん詰、びん詰又はつば詰のもので、容器との一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いつたもの又はバルブ状にしたもの)を除く)

二五%

に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項第一号又は(経過措置)

3 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項第一号又は第七条の三第一項の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することになった場合における関税の還付については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前二項の規定により従前の例によることとされる物又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

航空機燃料税法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。

昭和五十四年三月一日

大蔵委員長 坂野 重信
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、航空機燃料に係る税負担の現状及び空港整備財源の充実等の要請に顧み、今次税制改正の一環として、航空機燃料税の税率を二倍に引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十四年度約二百八十三億円(一般会計分二百四

航空機燃料税法の一部を改正する法律案
航空機燃料税法の一部を改正する法律案

航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「一万三千円」を「二万六千円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた航空機燃料税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる航空機燃料税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔坂野重信君登壇、拍手〕

○坂野重信君、ただいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、内外の経済情勢の変化に顧み、まず、フルフラール等十一品目について課税負担の適正化を図るため関税率を引き下げ、アルミニウムの塊に対する関税割り当て制度についてその一次税率を引き下げ、タマネギについて関税無税点を引き上げ、除虫菊について関税割り当て制度を廃止するとともに、昭和五十四年三月三十一日に適用期限の到来する原重油等九百五十一品目について暫定税率の適用期限を一年間延長するほか、関税の減免還付制度等について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、航空機燃料税法の一部を改正する法律案は、航空機燃料に係る税負担の現状及び空港整備財源の充実等の要請に顧み、昭和五十四年度税制改正の一環として、航空機燃料税の税率を現行一キロリットル当たり一万三千円を二倍の二万六千

円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行ひ、電電公社機材調達の外国に対する門戸開放問題、東京ラウンド及びサミットに臨む政府の対応策、空港及び基地周辺における騒音対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、関税暫定措置法の一部を改正する法律案は多數をもって、また、航空機燃料税法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、航空機燃料税法の一部を改正する法律案に對して、政府は空港周辺における生活環境の改善対策事業特に航空機による騒音防止対策の緊要性にかんがみ、必要に応じ実態に配意した施策を推進する旨の各派共同提案に係る附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。
まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(加瀬完君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(加瀬完君) 次に、航空機燃料税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。
午後二時十八分散会

(発議)																						
同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。																						
北方領土問題の解決促進に関する決議																						
同日次の質問主意書を内閣に転送した。																						
成田空港二期用地に係る権利取得裁決などを千葉県収用委員会が行わないことにある合法性・正當性に関する質問主意書(秦豊君提出)																						
同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員北修二君及び同中村啓一君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。																						
記																						
参議院議員 北 修二君 同 中村 啓一君																						
社会労働委員 辞任	小笠原貞子君	小笠原貞子君	補欠	山田 勇君	喜屋武真榮君	補欠	社会労働委員 辞任	林 道君	田代由紀男君	小笠原貞子君	小笠原貞子君											
農林水産委員 辞任	森下 泰君	小笠原貞子君	補欠	増田 盛君	宮本 顕治君	補欠	農林水産委員 辞任	伊江 朝雄君	内藤 功君	宮本 顕治君	内藤 功君											
運輸委員 辞任	中村 啓一君	田代由紀男君	補欠	中村 啓一君	伊江 朝雄君	補欠	運輸委員 辞任	塙見 俊二君	内藤 功君	塙見 俊二君	内藤 功君											
商工委員 辞任	降矢 敬雄君	田代由紀男君	補欠	降矢 敬雄君	塙見 俊二君	補欠	商工委員 辞任	增田 盛君	小笠原貞子君	增田 盛君	小笠原貞子君											
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。																						
防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案																						
防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案																						
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案																						
恩給法等の一部を改正する法律案																						
同日内閣から、参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る上下水道の整備に関する質問について																						
は、検討する必要があり、これに日時を要するため、三月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。																						
案が送付された。																						
放送大学学園法案																						
去る二月二十六日議長において、次のとおり當任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																						
去る二月二十四日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。																						
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。																						
文教委員会 理事 小巻 敏雄君 (小巻敏雄君の補欠)																						
去る二月二十三日議長において、次のとおり當任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																						
文教委員会 理事 小巻 敏雄君 (小巻敏雄君の補欠)																						
去る二月二十七日議長において、次のとおり當任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																						
社会労働委員会付託された。																						
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。																						
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。																						
は、よつて議長は即日これを委員会に付託された。																						
同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。																						
民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案																						
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。																						
は、よつて議長は即日これを委員会に付託された。																						
決算委員 辞任																						
決算委員 辞任	山田 勇君	喜屋武真榮君	補欠	小笠原貞子君	小笠原貞子君	補欠	農林水産委員 辞任	佐藤 昭夫君	立木 洋君	阿具根 登君	安恒 良一君											
決算委員 辞任	塙見 俊二君	内藤 功君	補欠	田代由紀男君	塙見 俊二君	補欠	決算委員 辞任	佐藤 昭夫君	立木 洋君	阿具根 登君	安恒 良一君											
決算委員 辞任	内藤 功君	塙見 俊二君	補欠	塙見 俊二君	塙見 俊二君	補欠	決算委員 辞任	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君											
決算委員 辞任	立木 洋君	立木 洋君	補欠	立木 洋君	立木 洋君	補欠	決算委員 辞任	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君											
決算委員 辞任	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	補欠	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	補欠	決算委員 辞任	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君	立木 洋君											
決算委員 辞任	立木 洋君	立木 洋君	補欠	立木 洋君	立木 洋君	補欠	決算委員 辞任	安恒 良一君	安恒 良一君	安恒 良一君	安恒 良一君											
決算委員 辞任	安恒 良一君	安恒 良一君	補欠	安恒 良一君	安恒 良一君	補欠	決算委員 辞任	阿具根 登君	阿具根 登君	阿具根 登君	阿具根 登君											
決算委員 辞任	阿具根 登君	阿具根 登君	補欠	阿具根 登君	阿具根 登君	補欠	決算委員 辞任	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君											
決算委員 辞任	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	補欠	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	補欠	決算委員 辞任	山田 一郎君	山田 一郎君	山田 一郎君	山田 一郎君											
決算委員 辞任	山田 一郎君	山田 一郎君	補欠	山田 一郎君	山田 一郎君	補欠	決算委員 辞任	和泉 照雄君	和泉 照雄君	和泉 照雄君	和泉 照雄君											
決算委員 辞任	和泉 照雄君	和泉 照雄君	補欠	和泉 照雄君	和泉 照雄君	補欠	決算委員 辞任	矢原 秀男君	矢原 秀男君	矢原 秀男君	矢原 秀男君											
決算委員 辞任																						

記
(三月一日任期満了による再任) 圓城寺次郎

大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年一月二十六日

参議院議長 安井 謙殿

沓脱タケ子

大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問主意書

大手私鉄十三社は、去る一月八日運賃値上げを行つた。今回の値上げが、長期不況のもとで苦しめ生活を余儀なくされている国民にいつそうの犠牲を強いることは明らかであり、値上げを認可した政府の責任はきわめて重大である。

ところで大手私鉄各社は、値上げ理由のひとつにサービス改善のための投資充実をあげている。

これは前回(昭和五十年十二月)の値上げの理由のひとつであった。運輸省は同年十二月五日付で鉄道監督局長名の通達をだし、「鉄軌道の安全の確保、輸送力増強、サービスの改善を図るために、新線建設、複々線化、ホームの延伸、車両の増備、立体交差化、踏切道の改良、車両の冷房化、駅トイレの整備、身障者用施設の整備等の工事を推進すること」を大手私鉄各社に要請した。

ところが、値上げ認可の条件ともいふべき、この通達は実効をあげなかつた。たとえば、車両の冷房化については福永運輸大臣(当時)が「若干の会社が冷房化率がかなり下回つてゐるといふことは残念に存じます」(昭和五十三年十二月二十日衆院運輸委員会)と答弁せざるをえない状況である。また身障者施設についてみれば、大手私鉄十四社合計で点字券売機は約十二パーセントの駅に、誘導ブロックは約四パーセントの駅にしか設置されてい

ないという現状であり、その整備を事实上放置していったといわざるをえない。

駅のトイレの整備についてみても、利用者のなから「大手私鉄のデパートのトイレはピカピカ、駅のトイレは汚れっぱなし、わしらを客と思つてゐるのか」との怒りの声があがるもの、しごく当然の状況である。

このよきな事態を引き起こしたのは、第一に大手私鉄各社が「ほうつておいても客がくる」と考え、サービス改善を置きざりにしており、第二にその各社を利用者の立場に立つて真剣に指導しようとしない運輸省の姿勢にもとづくものである。

今回の値上げにあたつても、運輸省は前回と同趣旨の通達をだしている。しかし、それだけで事足りるものではないことは、いまや明らかなところである。

それだけに今回こそ政府は責任をもつて、各社の計画の完全実施と不十分な計画の充実を図るために、きめ細かい指導を行う必要がある。

以下、具体的に質問する。

一 運輸省発表の大手民鉄旅客運賃改定概要(昭和五十三年十二月)には、大手私鉄の駅施設と身障者用設備の実績と計画が、各社別に年度毎(昭和五十二年度と五十六年度)、項目毎に、こまかく記載されている。ここに記載の数字は、

政府は、大手私鉄各社が身障者用設備の整備を充実するとともに、それを実施するよう指導するべきだが、どうか。

政府は、大手民鉄旅客運賃改定概要(昭和五十三年十二月)によれば、混雑緩和や冷房車増車とともにトイレの改善増設、水洗化、清潔化などを要求する声が多數集まつた。この結果をもとに村上氏が昨年十一月四日阪急と交渉したところ、同社はトイレの総点検を約束した。しかし二ヶ月経過した現在も、まだ実行していない。

政府は、同社の約束をすみやかに実行させるとともに、ほかの各社についてもトイレ総点検の実施と、それもとづく改善を指導するべきだが、どうか。

さきの調査によれば、定期券発売駅が少ないことに對し、利用者の不満と要求が強い。たとえば、わざわざ発売駅まで出向いて購入せざるを得るよう一層の広報活動に努める(鉄監の実施と、それもとづく改善を指導するべきだが、どうか)。

さきの調査によれば、定期券発売駅が少ないことに対し、利用者の不満と要求が強い。たとえば、わざわざ発売駅まで出向いて購入せざるを得ないという不便さとともに、その際電車を利用すれば、その運賃を支払わざるをえないことなどである。定期券購入のための運賃は、いわば「不利益」ともいえるものであるから、

大手私鉄各社がその運賃については定期券購入の際払い戻すよう指導されたい。

二 身障者用設備の整備計画は、さきの資料によれば、たとえば点字券売機については、名鉄、

南海の二社はいまだ一駅にも設置されていない。それだけでなく、昭和五十六年度までの計画もゼロである。近鉄は昭和五十三年度までに約半数の駅に設置し、その後の計画はない。

また誘導ブロックについてみれば、昭和五十六年度までに、近鉄は三二八駅中五六駅、南海は一一五駅中三五駅、京阪は八八駅中四二駅、阪急は八四駅中五七駅、阪神は四四駅中一五駅しか計画されていない。さらに階段のスロープ化やエスカレーターの設置については論外ともいえる状況である。これでは身障者用設備を整備する意思なしと断ぜざるをえない。

政府は、大手私鉄各社が身障者用設備の整備計画を充実するとともに、それを実施するよう指導するべきだが、どうか。

政府は、私鉄各社の政治献金をすぐりやめさせ、その資金をサービス改善事業にまわすよう指導するべきだが、どうか。

以上の質問のそれぞれについて、政府は、それを実行する意思があるのかどうか、有とすれば、いつ、どのようにして行うのか、万一一、無とすれば、それはなぜか、明快な答弁を求める。

政府は、私鉄各社の増員を行い、発売駅を増設するとともに、それが不可能な場合は、発売しない駅において予約制度(たとえば、朝、購入申込書を受け付け夜、手交するなど)を導入するよう指導すべきと考えるが、どうか。

昭和五十四年二月二十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議員沓脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問に対する答弁書

参議院議員沓脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問に対する答弁書

参議院議員沓脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問に対する答弁書

参議院議員沓脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問に対する答弁書

参議院議員沓脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問に対する答弁書

参議院議員沓脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問に対する答弁書

参議院議員沓脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問に対する答弁書

参議院議員沓脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問に対する答弁書

参議院議員沓脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問に対する答弁書

昭和五十四年三月一日 参議院会議録第八号 質問主意書及び答弁書

用設備の整備計画(以下「駅施設等整備計画」という。)は、大手民鉄各社から提出された具体的な整備計画をとりまとめたものである。

駅施設等整備計画の実施状況については、大手民鉄各社に対し、広報紙の利用等により利用者及びその他の関係者に対する広報活動を一層推進するよう指導していくこととしている。

二及び三について

身体障害者用設備及び駅の便所の整備については、大手民鉄各社に対し、駅施設等整備計画を確実に実施するよう指導するほか、これに具体化されていないものについても、必要に応じ可能なものから整備を図るよう指導してまいりたい。

なお、阪急電鉄株式会社においては、昭和五十三年十二月に駅の便所の総点検を実施し、その結果に基づき必要なものについては改善を行うこととし、一部の駅では既に換気扇の取付け等の対策を講じていると聞いている。

四について

大手民鉄各社では、定期券の発売駅を集約化したことに伴う措置として、定期券の購入に要する運賃を無賃とするか、又は、定期券を発売しない駅の全部若しくは一部において予約制度を導入するかいづれかの措置を講じているが、現在までのところ、一部の会社では、必ずしも十分にはこれらの措置が講じられていないため、今後、その改善を図るよう指導してまいりたい。

政治献金については、利用者の負担とならないよう、運賃の原価の算定に当たり原価に含めないこととしている。

なお、大手民鉄各社における駅施設及び身体障害者用設備の整備等利用者に対するサービスの改善については、今後ともその充実を図るよう指導してまいりたい。

〔第六号参照〕
審査報告書

昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十四年二月十三日

大蔵委員長 坂野 重信
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十三年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については庄縮記帳の特例を設けることにより、それぞれの負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十三年度約六億円である。

第七号中正誤

ペシ 段 行 誤 正	
一〇九 三 から 四 法人課制税 法人課制税	
二 三 五十年度末 五十年度末	